

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年7月26日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村国内債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年7月27日から平成30年7月25日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

野村国内債券インデックスファンド  
（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

**（５）【申込手数料】**

ありません

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

**（６）【申込単位】**

1万口以上1口単位(当初元本1口 = 1円)または1万円以上1円単位

\* 収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

**（７）【申込期間】**

平成29年 7月27日から平成30年 7月25日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

**（９）【払込期日】**

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（１０）【払込取扱場所】**

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### （ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

### （ 1 2 ） 【 その他】

#### 申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

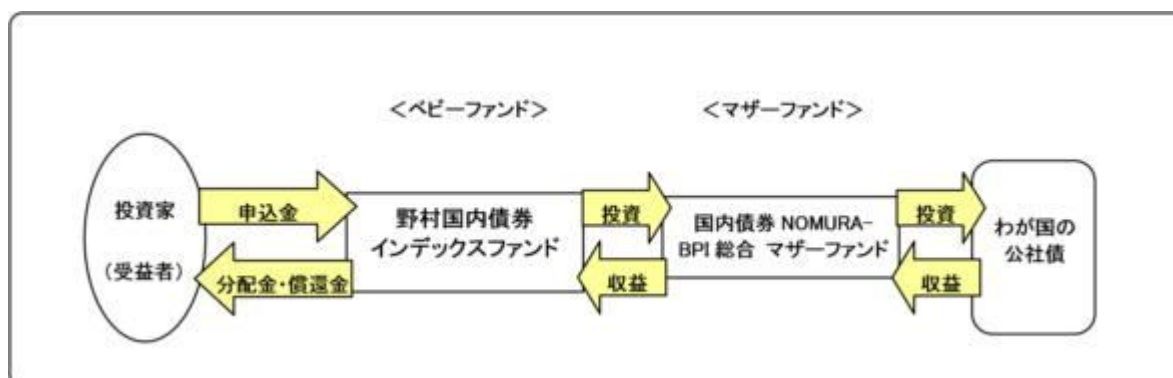
##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA BPI総合（NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接公社債等に投資する場合があります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

##### 信託金の限度額

信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村国内債券インデックスファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	日経225 TOPIX
不動産投信	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMJRA-BPI 総合)
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

## &lt; 商品分類表定義 &gt;

## [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[ 投資対象資産による属性区分 ]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

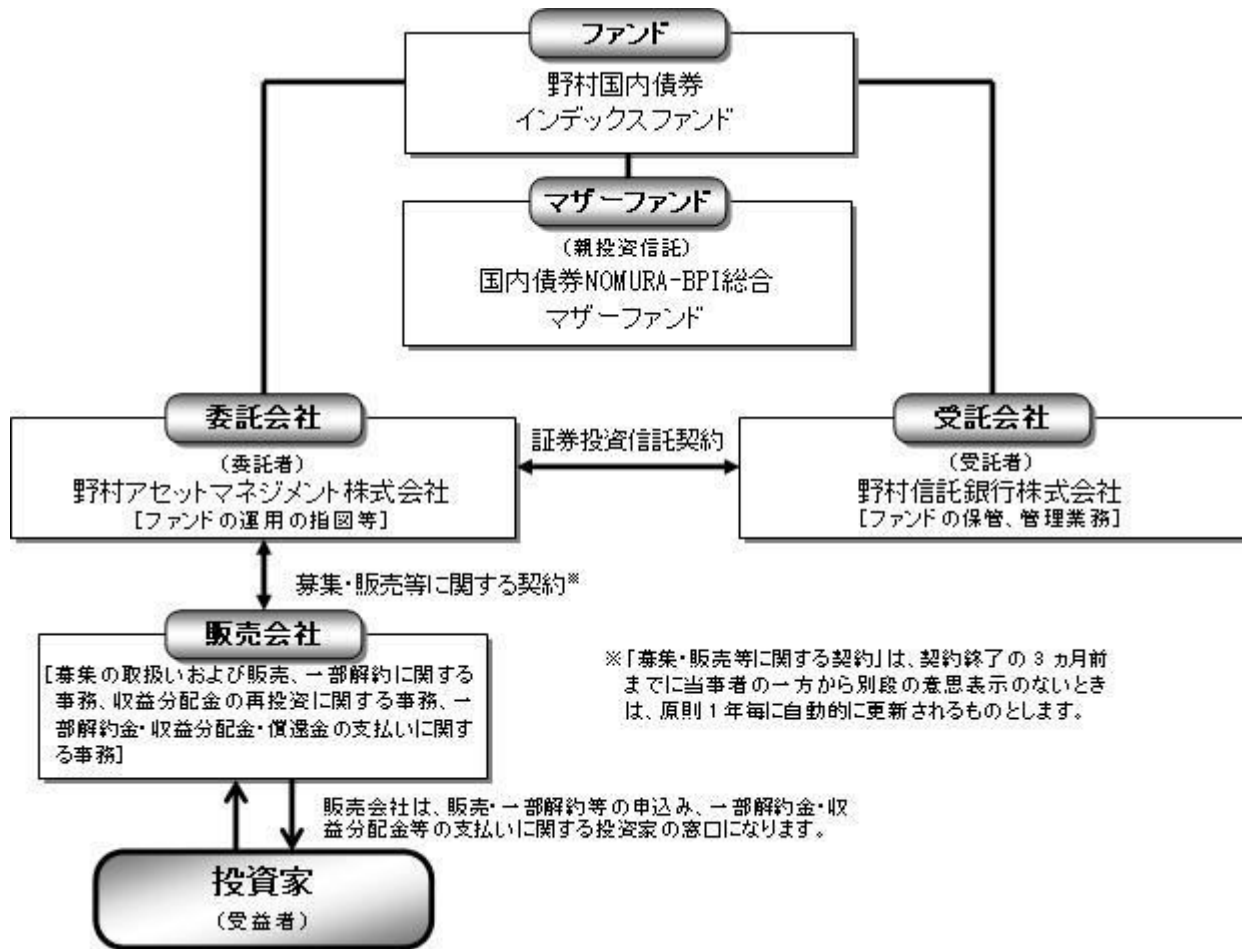
(2)【ファンドの沿革】

平成14年11月25日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始



## (3) 【ファンドの仕組み】



## 委託会社の概況(平成29年6月末現在)

- ・名称  
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所  
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額  
17,180百万円
- ・会社の沿革  
昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立  
平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更  
平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更  
平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

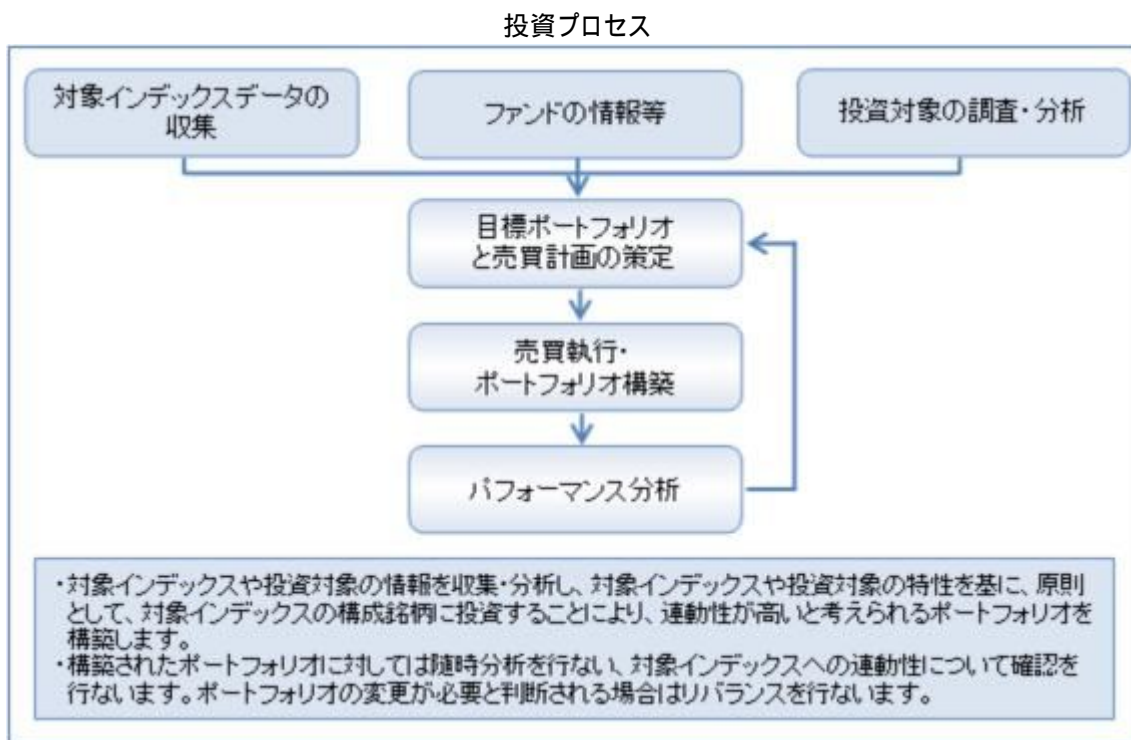
### (1)【投資方針】

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI総合とは

NOMURA-BPI総合は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。また、野村証券株式会社は、ファンドおよびマザーファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

#### 投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 のに限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第21条第2項）

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

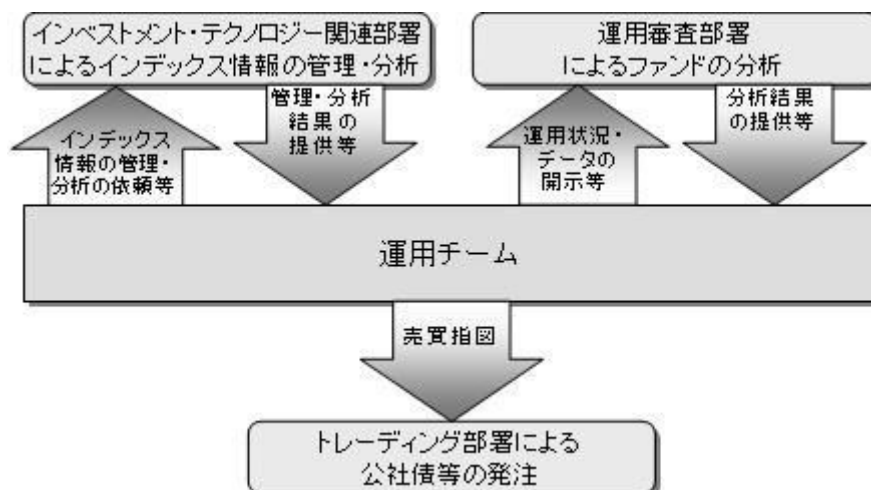
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

### （3）【運用体制】

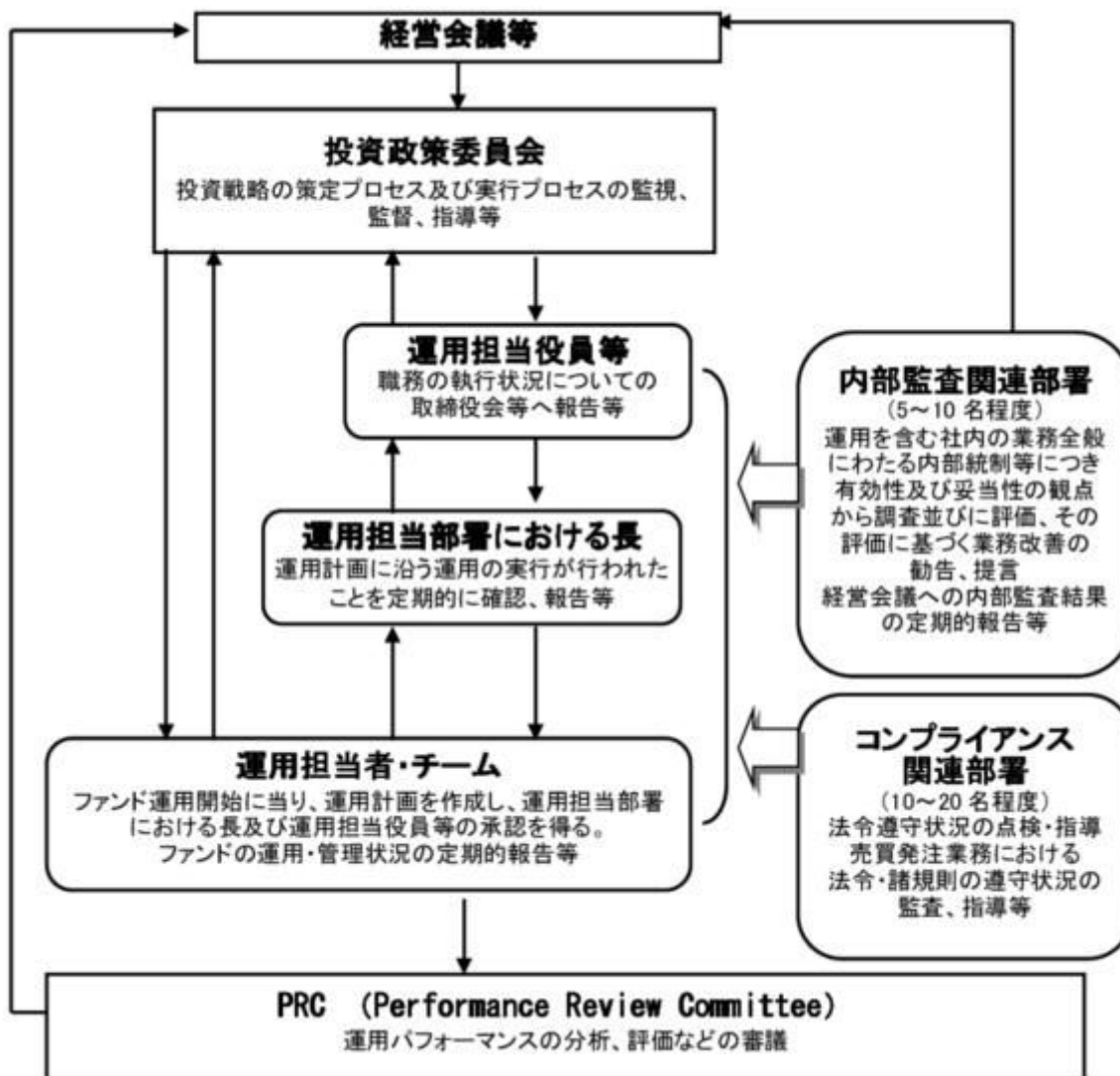
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として**毎年5月10日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

#### 株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

( ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをい

います。以下同じ。) 、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第27条)

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式の範囲（約款第23条）

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ（約款第29条）

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供



の指図を行なうものとします。

- ( ) 上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( ) 上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ（約款第37条）

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

#### (参考)マザーファンドの概要

(国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動

する投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3【投資リスク】

### **基準価額の変動要因**

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### **【債券価格変動リスク】**

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### **その他の留意点**

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

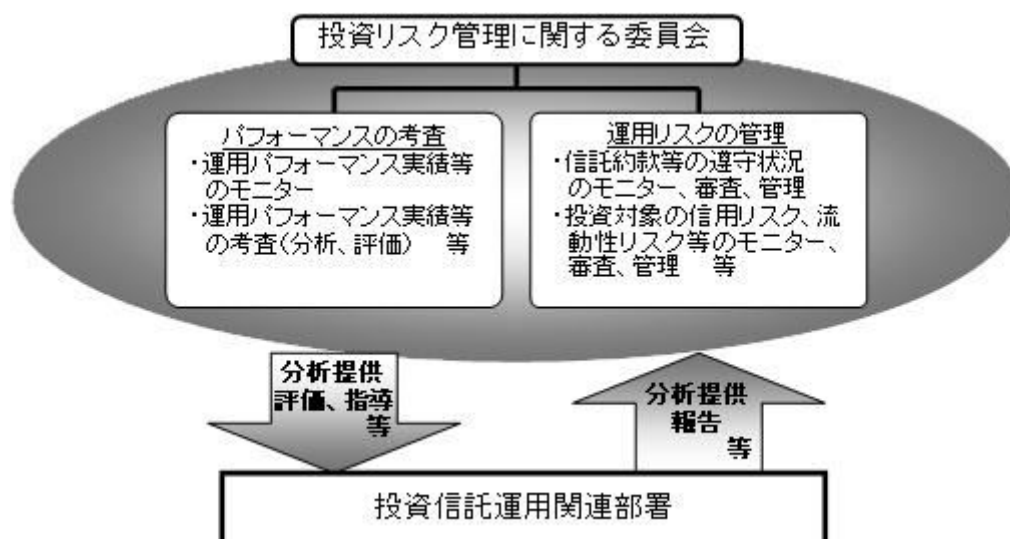
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図

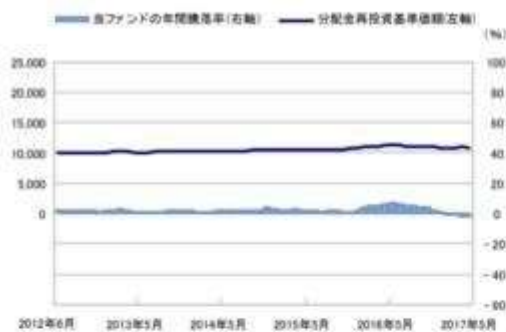


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

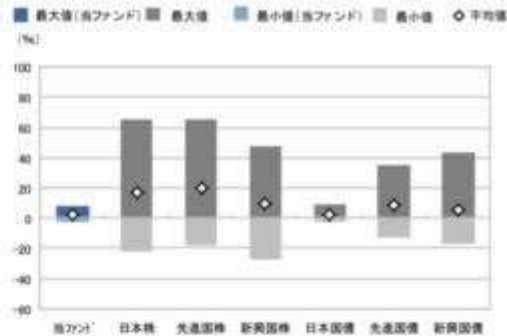
## リスクの定量的比較

(2012年6月末～2017年5月末:月次)

## ＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



## ＜ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	7.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△2.5	△22.0	△17.5	△27.4	△2.4	△12.3	△17.4
平均値(%)	2.2	17.3	10.8	9.1	2.8	8.9	5.9

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年6月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関する一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてはここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを保持したり、売買を行ったり、またはマーケティングを行ったことがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)「指数スポンサー」は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての整理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSP J.P. Morgan Securities P.L.C.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません

(購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43.2（税抜年10,000分の40）以内（平成29年7月26日現在、年10,000分の43.2（税抜年10,000分の40））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の7	年10,000分の30	年10,000分の3

\* 上記配分は、平成29年7月26日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

## 支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

## (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>（注2）</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>（注1）</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 換金（解約）時および償還時の課税について

## [個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

## [法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

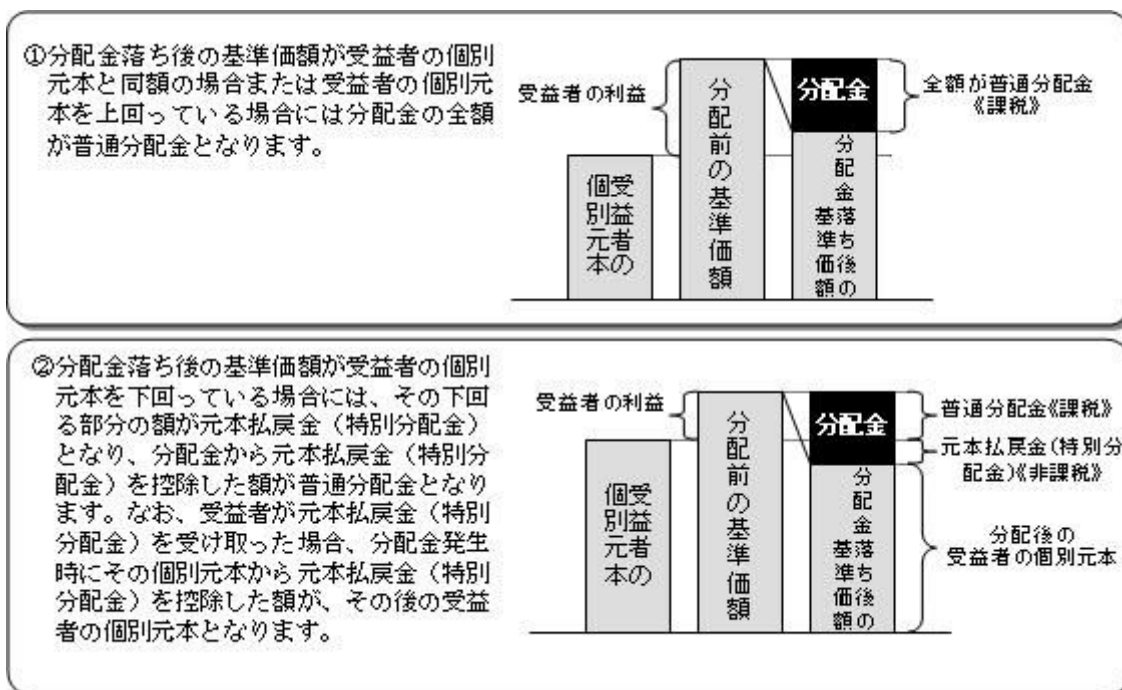
## 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容（平成29年5月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成29年 5月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村国内債券インデックスファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	559,533,834	99.99
現金・預金・その他資産(負債控除後)		55,948	0.00
合計(純資産総額)		559,589,782	100.00

(参考) 国内債券NOMURA - BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	547,511,700,680	79.42
地方債証券	日本	52,025,633,228	7.54
特殊債券	日本	55,616,528,158	8.06
社債券	日本	27,860,446,450	4.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		6,361,549,478	0.92
合計(純資産総額)		689,375,857,994	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村国内債券インデックスファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA - BPI総合 マザーファンド	429,386,720	1.3016	558,889,755	1.3031	559,533,834	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(参考) 国内債券NOMURA - BPI総合 マザーファンド



順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 5回	8,200,000,000	100.90	8,274,210,000	100.79	8,265,272,000	0.1	2020/9/20	1.19
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 6回	8,100,000,000	100.75	8,161,236,000	100.58	8,147,223,000	0.2	2018/12/20	1.18
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 2回	7,800,000,000	100.77	7,860,528,000	100.64	7,849,920,000	0.1	2019/12/20	1.13
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 42回	7,500,000,000	100.67	7,550,250,000	100.83	7,562,625,000	0.1	2026/3/20	1.09
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 41回	7,200,000,000	102.43	7,375,320,000	102.60	7,387,848,000	0.3	2025/12/20	1.07
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 3回	7,300,000,000	100.83	7,360,736,000	100.70	7,351,246,000	0.1	2020/3/20	1.06
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 5回	7,300,000,000	100.64	7,347,085,000	100.48	7,335,186,000	0.2	2018/9/20	1.06
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 43回	6,900,000,000	100.59	6,941,124,000	100.81	6,956,097,000	0.1	2026/6/20	1.00
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	6,800,000,000	100.43	6,829,512,000	100.66	6,845,288,000	0.1	2026/12/20	0.99
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 8回	6,200,000,000	101.03	6,264,356,000	100.95	6,259,272,000	0.1	2021/6/20	0.90
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 40回	6,000,000,000	103.29	6,197,820,000	103.44	6,206,940,000	0.4	2025/9/20	0.90
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 39回	5,900,000,000	103.28	6,093,756,000	103.42	6,102,193,000	0.4	2025/6/20	0.88
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 9回	6,000,000,000	101.07	6,064,620,000	100.99	6,059,640,000	0.1	2021/9/20	0.87
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 7回	6,000,000,000	100.99	6,059,700,000	100.91	6,054,960,000	0.1	2021/3/20	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 7回	5,900,000,000	100.81	5,948,144,000	100.66	5,939,353,000	0.2	2019/3/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	5,800,000,000	100.51	5,830,044,000	100.74	5,843,036,000	0.1	2026/9/20	0.84
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	5,800,000,000	100.63	5,836,748,000	100.58	5,833,930,000	0.1	2027/3/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	5,500,000,000	104.16	5,729,075,000	104.05	5,722,805,000	0.6	2023/3/20	0.83
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 29回	5,300,000,000	105.52	5,592,825,000	105.41	5,586,889,000	0.8	2023/6/20	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 6回	5,500,000,000	100.95	5,552,360,000	100.85	5,547,080,000	0.1	2020/12/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 0回	5,500,000,000	100.96	5,553,075,000	100.80	5,544,440,000	0.2	2019/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 12回	4,950,000,000	105.02	5,198,490,000	104.78	5,186,659,500	1.2	2020/12/20	0.75

23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 4回	5,100,000,000	100.87	5,144,370,000	100.73	5,137,434,000	0.1	2020/6/20	0.74
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 25回	4,900,000,000	104.97	5,143,628,000	104.79	5,135,004,000	0.8	2022/9/20	0.74
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 38回	4,900,000,000	103.26	5,059,985,000	103.40	5,066,649,000	0.4	2025/3/20	0.73
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 0回	5,000,000,000	101.13	5,056,900,000	101.07	5,053,800,000	0.1	2021/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 8回	5,000,000,000	100.88	5,044,400,000	100.72	5,036,450,000	0.2	2019/6/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第37 2回	5,000,000,000	100.60	5,030,000,000	100.43	5,021,950,000	0.1	2019/1/15	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 9回	4,700,000,000	100.66	4,731,302,000	100.52	4,724,628,000	0.1	2019/6/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 34回	4,100,000,000	104.66	4,291,306,000	104.74	4,294,586,000	0.6	2024/6/20	0.62

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.42
地方債証券	7.54
特殊債券	8.06
社債券	4.04
合計	99.07

## 【投資不動産物件】

## 野村国内債券インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA - BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## 野村国内債券インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA - BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

## （ 3 ） 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 野村国内債券インデックスファンド

平成29年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6計算期間	(2008年 5月12日)	258	258	1.0158	1.0163
第7計算期間	(2009年 5月11日)	287	287	1.0362	1.0367
第8計算期間	(2010年 5月10日)	314	314	1.0635	1.0640
第9計算期間	(2011年 5月10日)	341	342	1.0782	1.0787
第10計算期間	(2012年 5月10日)	369	369	1.1039	1.1044
第11計算期間	(2013年 5月10日)	381	382	1.1208	1.1213
第12計算期間	(2014年 5月12日)	418	418	1.1351	1.1356
第13計算期間	(2015年 5月11日)	448	448	1.1593	1.1598
第14計算期間	(2016年 5月10日)	506	507	1.2311	1.2316
第15計算期間	(2017年 5月10日)	562	562	1.2007	1.2012
	2016年 5月末日	514		1.2326	
	6月末日	522		1.2472	
	7月末日	521		1.2363	
	8月末日	537		1.2240	
	9月末日	545		1.2243	
	10月末日	549		1.2207	
	11月末日	543		1.2124	
	12月末日	538		1.2052	
	2017年 1月末日	539		1.1981	
	2月末日	543		1.2014	
	3月末日	548		1.1994	
	4月末日	559		1.2050	
	5月末日	559		1.2017	

## 【分配の推移】

## 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第6計算期間	2007年 5月11日～2008年 5月12日	0.0005円
第7計算期間	2008年 5月13日～2009年 5月11日	0.0005円
第8計算期間	2009年 5月12日～2010年 5月10日	0.0005円

第9計算期間	2010年 5月11日～2011年 5月10日	0.0005円
第10計算期間	2011年 5月11日～2012年 5月10日	0.0005円
第11計算期間	2012年 5月11日～2013年 5月10日	0.0005円
第12計算期間	2013年 5月11日～2014年 5月12日	0.0005円
第13計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月11日	0.0005円
第14計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	0.0005円
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	0.0005円

## 【収益率の推移】

## 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	収益率
第6計算期間	2007年 5月11日～2008年 5月12日	1.4%
第7計算期間	2008年 5月13日～2009年 5月11日	2.1%
第8計算期間	2009年 5月12日～2010年 5月10日	2.7%
第9計算期間	2010年 5月11日～2011年 5月10日	1.4%
第10計算期間	2011年 5月11日～2012年 5月10日	2.4%
第11計算期間	2012年 5月11日～2013年 5月10日	1.6%
第12計算期間	2013年 5月11日～2014年 5月12日	1.3%
第13計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月11日	2.2%
第14計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	6.2%
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	2.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

## 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2007年 5月11日～2008年 5月12日	48,927,598	36,475,721	254,315,067
第7計算期間	2008年 5月13日～2009年 5月11日	39,050,089	15,904,931	277,460,225
第8計算期間	2009年 5月12日～2010年 5月10日	34,268,193	15,693,057	296,035,361
第9計算期間	2010年 5月11日～2011年 5月10日	36,822,168	15,696,800	317,160,729
第10計算期間	2011年 5月11日～2012年 5月10日	36,462,825	18,806,557	334,816,997
第11計算期間	2012年 5月11日～2013年 5月10日	34,742,411	28,755,167	340,804,241
第12計算期間	2013年 5月11日～2014年 5月12日	52,835,721	25,028,340	368,611,622
第13計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月11日	59,107,986	40,877,058	386,842,550
第14計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	76,436,691	51,602,313	411,676,928
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	96,900,836	40,331,572	468,246,192

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 参考情報

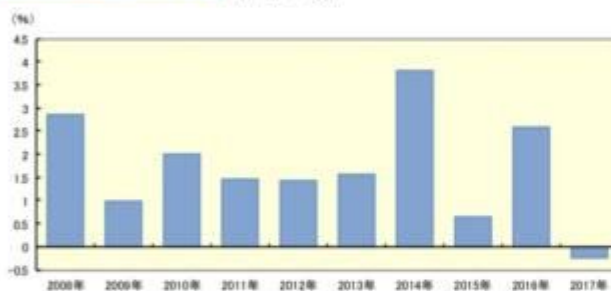


## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(5年)第125回	国債証券	1.2
2	国庫債券 利付(5年)第116回	国債証券	1.2
3	国庫債券 利付(5年)第122回	国債証券	1.1
4	国庫債券 利付(10年)第342回	国債証券	1.1
5	国庫債券 利付(10年)第341回	国債証券	1.1
6	国庫債券 利付(5年)第123回	国債証券	1.1
7	国庫債券 利付(5年)第115回	国債証券	1.1
8	国庫債券 利付(10年)第343回	国債証券	1.0
9	国庫債券 利付(10年)第345回	国債証券	1.0
10	国庫債券 利付(5年)第128回	国債証券	0.9

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

### <申込手数料>

ありません

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替

機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするた

めの所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします（平成14年11月25日設定）。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間



終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

## (5)【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

- ( ) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ( ) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( ) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### (c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

### (d) 信託約款の変更

- ( ) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらか

じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ( ) 委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」( )または「(d) 信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(平成28年5月11日から平成29年5月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【野村国内債券インデックスファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第14期 (平成28年 5月10日現在)	第15期 (平成29年 5月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,118,127	1,224,276
親投資信託受益証券	506,756,225	562,176,843
未収入金	302,838	240,775
流動資産合計	508,177,190	563,641,894
資産合計	508,177,190	563,641,894
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	205,838	234,123
未払解約金	110,317	-
未払受託者報酬	78,667	87,669
未払委託者報酬	970,199	1,081,217
未払利息	1	1
その他未払費用	5,183	5,797
流動負債合計	1,370,205	1,408,807
負債合計	1,370,205	1,408,807
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	411,676,928	468,246,192
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	95,130,057	93,986,895
( 分配準備積立金 )	62,277,598	59,233,241
元本等合計	506,806,985	562,233,087
純資産合計	506,806,985	562,233,087
負債純資産合計	508,177,190	563,641,894

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期		第15期	
	自	平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日	自	平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日
営業収益				
受取利息		133		-
有価証券売買等損益		31,270,261		11,160,892
営業収益合計		31,270,394		11,160,892
営業費用				
支払利息		37		204
受託者報酬		152,792		174,730
委託者報酬		1,884,369		2,154,982
その他費用		10,041		11,541
営業費用合計		2,047,239		2,341,457
営業利益又は営業損失（ ）		29,223,155		13,502,349
経常利益又は経常損失（ ）		29,223,155		13,502,349
当期純利益又は当期純損失（ ）		29,223,155		13,502,349
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		591,050		208,391
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		61,630,027		95,130,057
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,263,206		21,668,252
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,263,206		21,668,252
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,189,443		9,283,333
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,189,443		9,283,333
分配金		205,838		234,123
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		95,130,057		93,986,895

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年 5月11日から平成29年 5月10日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第14期 平成28年 5月10日現在	第15期 平成29年 5月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 411,676,928口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 468,246,192口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2311円 (10,000口当たり純資産額) (12,311円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2007円 (10,000口当たり純資産額) (12,007円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日	第15期 自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,483,921円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>24,148,184円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>44,820,497円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>33,851,331円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>107,303,933円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>411,676,928口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,606円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>205,838円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,483,921円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,148,184円	収益調整金額	C	44,820,497円	分配準備積立金額	D	33,851,331円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,303,933円	当ファンドの期末残存口数	F	411,676,928口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,606円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	205,838円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,681,619円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>65,171,087円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>56,785,745円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>124,638,451円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>468,246,192口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,661円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>234,123円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,681,619円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	65,171,087円	分配準備積立金額	D	56,785,745円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,638,451円	当ファンドの期末残存口数	F	468,246,192口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,661円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	234,123円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,483,921円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,148,184円																																																											
収益調整金額	C	44,820,497円																																																											
分配準備積立金額	D	33,851,331円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,303,933円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	411,676,928口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,606円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	205,838円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,681,619円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	65,171,087円																																																											
分配準備積立金額	D	56,785,745円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,638,451円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	468,246,192口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,661円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	234,123円																																																											
2. 追加情報																																																													

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>第14期 自 平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日</p>	<p>第15期 自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p>第14期 平成28年 5月10日現在</p>	<p>第15期 平成29年 5月10日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>



貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

## （関連当事者との取引に関する注記）

第14期 自 平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日	第15期 自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

第14期 自 平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日	第15期 自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日
期首元本額 386,842,550円	期首元本額 411,676,928円
期中追加設定元本額 76,436,691円	期中追加設定元本額 96,900,836円
期中一部解約元本額 51,602,313円	期中一部解約元本額 40,331,572円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第14期 自 平成27年 5月12日 至 平成28年 5月10日	第15期 自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	31,128,656	9,976,405
合計	31,128,656	9,976,405

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年 5月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成29年 5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド	431,878,961	562,176,843	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	431,878,961	562,176,843 100.0%	
合計				562,176,843	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 5月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,274,720,040
国債証券	543,504,679,610
地方債証券	53,165,089,347
特殊債証券	56,219,459,770
社債証券	27,973,568,870
未収利息	1,521,591,355

(平成29年 5月10日現在)

前払費用	12,222,189
流動資産合計	688,671,331,181
資産合計	688,671,331,181
負債の部	
流動負債	
未払解約金	750,878,639
未払利息	8,134
流動負債合計	750,886,773
負債合計	750,886,773
純資産の部	
元本等	
元本	528,473,756,356
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	159,446,688,052
元本等合計	687,920,444,408
純資産合計	687,920,444,408
負債純資産合計	688,671,331,181

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成29年 5月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3017円
(10,000口当たり純資産額)	(13,017円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成28年 5月11日 至 平成29年 5月10日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

### 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成29年 5月10日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2.時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### （その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成29年 5月10日現在

期首	平成28年 5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	496,313,841,953円
同期中における追加設定元本額	84,271,047,691円
同期中における一部解約元本額	52,111,133,288円
期末元本額	528,473,756,356円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	431,878,961円
野村世界6資産分散投信（安定コース）	18,899,764,641円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	18,613,392,371円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	2,566,256,579円
野村資産設計ファンド2015	474,424,147円
野村資産設計ファンド2020	327,276,937円
野村資産設計ファンド2025	247,695,980円
野村資産設計ファンド2030	147,548,110円
野村資産設計ファンド2035	79,235,845円
野村資産設計ファンド2040	151,639,219円

野村日本債券インデックスファンド	1,254,521,534円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	276,949,438,413円
のむらップ・ファンド(保守型)	10,274,310,706円
のむらップ・ファンド(普通型)	4,478,202,581円
のむらップ・ファンド(積極型)	725,324,026円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	14,122,450,214円
野村資産設計ファンド2045	12,276,648円
野村円債投資インデックスファンド	1,760,774,201円
野村インデックスファンド・国内債券	1,661,357,264円
マイ・ロード	35,580,788,959円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	343,579,234円
野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)	46,067,753円
野村時間分散投資「日経225・国内債券」(限定追加型)	18,800,697円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	5,498,898,843円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	583,472,423円
野村資産設計ファンド2050	10,766,192円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	8,259,044円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,949,472円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,291,691円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	898,745円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	418,927,641円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	45,494,127円
インデックス・ブレンド(タイプ)	742,355円
インデックス・ブレンド(タイプ)	376,779円
インデックス・ブレンド(タイプ)	588,396円
インデックス・ブレンド(タイプ)	641,394円
インデックス・ブレンド(タイプ)	227,724円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	455,751,124円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	937,160,413円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	267,862,926円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	6,820,845,699円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,714,994,938円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	18,437,029円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	20,529,276円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	2,171,952円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	7,023,131,555円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	370,778,402円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	2,045,224,487円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	882,520,279円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	370,348,663円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	393,376,793円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	895,217,337円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,776,557,530円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,060,469,704円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券(適格機関投資家専用)	676,232,504円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	12,935,335,156円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	19,151,870,080円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	8,598,628,794円

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA - B P I 総合(確定拠出年金向け)	42,790,989,252円
マイバランスDC30	7,559,822,927円
マイバランスDC50	5,077,310,281円
マイバランスDC70	1,542,279,446円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA - B P I 総合	9,230,438,514円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	100,582,889円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	7,639,924円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	7,708,636円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(平成29年 5月10日現在)

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券(平成29年 5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第366回	4,000,000,000	4,013,640,000	
		国庫債券 利付(2年)第368回	1,500,000,000	1,505,760,000	
		国庫債券 利付(2年)第369回	1,500,000,000	1,506,225,000	
		国庫債券 利付(2年)第372回	5,000,000,000	5,024,400,000	
		国庫債券 利付(5年)第113回	5,000,000,000	5,027,450,000	
		国庫債券 利付(5年)第114回	1,500,000,000	1,510,005,000	
		国庫債券 利付(5年)第115回	7,300,000,000	7,338,763,000	
		国庫債券 利付(5年)第116回	8,100,000,000	8,151,597,000	
		国庫債券 利付(5年)第117回	5,900,000,000	5,942,775,000	
		国庫債券 利付(5年)第118回	5,000,000,000	5,039,100,000	
		国庫債券 利付(5年)第119回	4,700,000,000	4,726,790,000	
		国庫債券 利付(5年)第120回	5,500,000,000	5,547,520,000	
		国庫債券 利付(5年)第121回	3,500,000,000	3,521,945,000	
		国庫債券 利付(5年)第122回	7,800,000,000	7,854,132,000	
		国庫債券 利付(5年)第123回	7,300,000,000	7,355,480,000	
国庫債券 利付(5年)第124回	5,100,000,000	5,141,361,000			

国庫債券 利付（5年）第125回	8,200,000,000	8,270,602,000	
国庫債券 利付（5年）第126回	5,500,000,000	5,550,875,000	
国庫債券 利付（5年）第127回	6,000,000,000	6,058,140,000	
国庫債券 利付（5年）第128回	6,200,000,000	6,262,744,000	
国庫債券 利付（5年）第129回	6,000,000,000	6,063,120,000	
国庫債券 利付（5年）第130回	5,000,000,000	5,058,000,000	
国庫債券 利付（5年）第131回	500,000,000	505,615,000	
国庫債券 利付（40年）第1回	1,960,000,000	2,787,786,400	
国庫債券 利付（40年）第2回	900,000,000	1,237,131,000	
国庫債券 利付（40年）第3回	900,000,000	1,242,351,000	
国庫債券 利付（40年）第4回	1,300,000,000	1,801,631,000	
国庫債券 利付（40年）第5回	1,300,000,000	1,729,884,000	
国庫債券 利付（40年）第6回	1,300,000,000	1,693,705,000	
国庫債券 利付（40年）第7回	1,400,000,000	1,741,278,000	
国庫債券 利付（40年）第8回	1,500,000,000	1,723,920,000	
国庫債券 利付（40年）第9回	1,700,000,000	1,400,851,000	
国庫債券 利付（10年）第297回	1,100,000,000	1,128,303,000	
国庫債券 利付（10年）第298回	1,500,000,000	1,536,165,000	
国庫債券 利付（10年）第299回	1,400,000,000	1,438,682,000	
国庫債券 利付（10年）第300回	1,000,000,000	1,031,360,000	
国庫債券 利付（10年）第301回	1,500,000,000	1,552,965,000	
国庫債券 利付（10年）第302回	700,000,000	723,156,000	
国庫債券 利付（10年）第303回	3,300,000,000	3,422,298,000	
国庫債券 利付（10年）第304回	1,000,000,000	1,034,690,000	
国庫債券 利付（10年）第305回	4,100,000,000	4,257,317,000	
国庫債券 利付（10年）第306回	3,000,000,000	3,133,740,000	
国庫債券 利付（10年）第307回	1,700,000,000	1,770,924,000	
国庫債券 利付（10年）第308回	1,700,000,000	1,777,214,000	

国庫債券 利付(10年)第309回	3,000,000,000	3,117,510,000	
国庫債券 利付(10年)第310回	3,700,000,000	3,843,634,000	
国庫債券 利付(10年)第311回	1,800,000,000	1,857,726,000	
国庫債券 利付(10年)第312回	4,950,000,000	5,192,401,500	
国庫債券 利付(10年)第313回	3,200,000,000	3,379,232,000	
国庫債券 利付(10年)第314回	2,200,000,000	2,306,172,000	
国庫債券 利付(10年)第315回	3,600,000,000	3,799,260,000	
国庫債券 利付(10年)第316回	1,400,000,000	1,471,694,000	
国庫債券 利付(10年)第317回	1,800,000,000	1,897,470,000	
国庫債券 利付(10年)第318回	3,200,000,000	3,359,232,000	
国庫債券 利付(10年)第319回	1,850,000,000	1,955,487,000	
国庫債券 利付(10年)第320回	3,500,000,000	3,683,330,000	
国庫債券 利付(10年)第321回	3,200,000,000	3,375,808,000	
国庫債券 利付(10年)第322回	2,400,000,000	2,520,144,000	
国庫債券 利付(10年)第323回	2,700,000,000	2,841,507,000	
国庫債券 利付(10年)第324回	3,200,000,000	3,351,264,000	
国庫債券 利付(10年)第325回	4,900,000,000	5,141,717,000	
国庫債券 利付(10年)第326回	2,100,000,000	2,195,970,000	
国庫債券 利付(10年)第327回	3,100,000,000	3,259,185,000	
国庫債券 利付(10年)第328回	5,500,000,000	5,728,415,000	
国庫債券 利付(10年)第329回	5,300,000,000	5,593,037,000	
国庫債券 利付(10年)第330回	3,800,000,000	4,017,550,000	



回			
国庫債券 利付(10年)第331回	1,900,000,000	1,984,474,000	
国庫債券 利付(10年)第332回	3,400,000,000	3,555,924,000	
国庫債券 利付(10年)第333回	4,000,000,000	4,188,920,000	
国庫債券 利付(10年)第334回	4,100,000,000	4,297,702,000	
国庫債券 利付(10年)第335回	3,700,000,000	3,853,143,000	
国庫債券 利付(10年)第336回	2,700,000,000	2,812,320,000	
国庫債券 利付(10年)第337回	3,700,000,000	3,797,421,000	
国庫債券 利付(10年)第338回	4,900,000,000	5,067,874,000	
国庫債券 利付(10年)第339回	5,900,000,000	6,103,668,000	
国庫債券 利付(10年)第340回	6,000,000,000	6,210,960,000	
国庫債券 利付(10年)第341回	7,200,000,000	7,392,240,000	
国庫債券 利付(10年)第342回	7,500,000,000	7,566,375,000	
国庫債券 利付(10年)第343回	6,900,000,000	6,956,442,000	
国庫債券 利付(10年)第344回	5,800,000,000	5,843,326,000	
国庫債券 利付(10年)第345回	6,800,000,000	6,848,824,000	
国庫債券 利付(10年)第346回	2,800,000,000	2,817,864,000	
国庫債券 利付(30年)第1回	100,000,000	132,074,000	
国庫債券 利付(30年)第2回	200,000,000	255,778,000	
国庫債券 利付(30年)第3回	160,000,000	203,028,800	
国庫債券 利付(30年)第4回	900,000,000	1,219,221,000	
国庫債券 利付(30年)第5回	150,000,000	190,140,000	
国庫債券 利付(30年)第6回	700,000,000	910,315,000	
国庫債券 利付(30年)第7回	600,000,000	774,156,000	
国庫債券 利付(30年)第8回	100,000,000	121,808,000	

国庫債券 利付（30年）第9回	65,000,000	75,323,300	
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	277,955,000	
国庫債券 利付（30年）第11回	160,000,000	192,785,600	
国庫債券 利付（30年）第12回	220,000,000	278,922,600	
国庫債券 利付（30年）第13回	290,000,000	363,677,400	
国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	1,055,976,000	
国庫債券 利付（30年）第15回	900,000,000	1,203,570,000	
国庫債券 利付（30年）第16回	915,000,000	1,225,898,700	
国庫債券 利付（30年）第17回	1,200,000,000	1,589,556,000	
国庫債券 利付（30年）第18回	1,500,000,000	1,963,485,000	
国庫債券 利付（30年）第19回	1,600,000,000	2,095,568,000	
国庫債券 利付（30年）第20回	1,900,000,000	2,558,331,000	
国庫債券 利付（30年）第21回	1,400,000,000	1,838,396,000	
国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	809,550,000	
国庫債券 利付（30年）第23回	840,000,000	1,134,974,400	
国庫債券 利付（30年）第24回	700,000,000	946,267,000	
国庫債券 利付（30年）第25回	500,000,000	658,365,000	
国庫債券 利付（30年）第26回	850,000,000	1,136,560,500	
国庫債券 利付（30年）第27回	1,550,000,000	2,107,240,500	
国庫債券 利付（30年）第28回	700,000,000	954,478,000	
国庫債券 利付（30年）第29回	1,500,000,000	2,022,660,000	
国庫債券 利付（30年）第30回	900,000,000	1,199,088,000	
国庫債券 利付（30年）第31回	1,600,000,000	2,104,672,000	
国庫債券 利付（30年）第32回	1,900,000,000	2,546,627,000	
国庫債券 利付（30年）第33回	2,000,000,000	2,560,520,000	
国庫債券 利付（30年）第34回	2,300,000,000	3,052,008,000	
国庫債券 利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,959,180,000	
国庫債券 利付（30年）第36回	1,800,000,000	2,319,966,000	
国庫債券 利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,919,528,000	
国庫債券 利付（30年）第38回	1,400,000,000	1,746,696,000	
国庫債券 利付（30年）第39回	1,600,000,000	2,035,024,000	
国庫債券 利付（30年）第40回	1,100,000,000	1,373,845,000	
国庫債券 利付（30年）第41回	1,000,000,000	1,225,670,000	
国庫債券 利付（30年）第42回	1,200,000,000	1,471,260,000	
国庫債券 利付（30年）第43回	1,300,000,000	1,596,179,000	
国庫債券 利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,719,480,000	

国庫債券 利付(30年)第45回	1,900,000,000	2,241,297,000	
国庫債券 利付(30年)第46回	1,800,000,000	2,123,280,000	
国庫債券 利付(30年)第47回	1,900,000,000	2,288,170,000	
国庫債券 利付(30年)第48回	1,400,000,000	1,616,580,000	
国庫債券 利付(30年)第49回	1,800,000,000	2,078,028,000	
国庫債券 利付(30年)第50回	1,900,000,000	1,900,000,000	
国庫債券 利付(30年)第51回	2,400,000,000	2,087,112,000	
国庫債券 利付(30年)第52回	2,000,000,000	1,839,840,000	
国庫債券 利付(30年)第53回	2,400,000,000	2,266,104,000	
国庫債券 利付(30年)第54回	800,000,000	796,160,000	
国庫債券 利付(20年)第40回	525,000,000	542,734,500	
国庫債券 利付(20年)第41回	255,000,000	262,996,800	
国庫債券 利付(20年)第42回	683,000,000	718,399,890	
国庫債券 利付(20年)第43回	400,000,000	428,980,000	
国庫債券 利付(20年)第44回	150,000,000	161,442,000	
国庫債券 利付(20年)第45回	242,000,000	259,765,220	
国庫債券 利付(20年)第46回	90,000,000	96,628,500	
国庫債券 利付(20年)第47回	1,230,000,000	1,327,428,300	
国庫債券 利付(20年)第48回	200,000,000	219,202,000	
国庫債券 利付(20年)第49回	200,000,000	217,430,000	
国庫債券 利付(20年)第50回	183,000,000	197,564,970	
国庫債券 利付(20年)第51回	310,000,000	337,419,500	
国庫債券 利付(20年)第52回	100,000,000	109,781,000	
国庫債券 利付(20年)第53回	250,000,000	275,845,000	
国庫債券 利付(20年)第54回	250,000,000	277,002,500	
国庫債券 利付(20年)第55回	231,000,000	254,926,980	
国庫債券 利付(20年)第56回	120,000,000	133,003,200	
国庫債券 利付(20年)第57回	210,000,000	231,676,200	
国庫債券 利付(20年)第58回	180,000,000	199,503,000	
国庫債券 利付(20年)第59回	230,000,000	253,418,600	
国庫債券 利付(20年)第60回	780,000,000	846,222,000	
国庫債券 利付(20年)第61回	300,000,000	319,527,000	
国庫債券 利付(20年)第62回	440,000,000	464,472,800	
国庫債券 利付(20年)第63回	300,000,000	335,022,000	
国庫債券 利付(20年)第64回	400,000,000	450,908,000	
国庫債券 利付(20年)第65回	455,000,000	514,846,150	

国庫債券 利付(20年)第66回	300,000,000	337,467,000	
国庫債券 利付(20年)第67回	310,000,000	352,305,700	
国庫債券 利付(20年)第68回	290,000,000	335,573,500	
国庫債券 利付(20年)第69回	560,000,000	644,140,000	
国庫債券 利付(20年)第70回	540,000,000	635,261,400	
国庫債券 利付(20年)第71回	200,000,000	232,426,000	
国庫債券 利付(20年)第72回	670,000,000	776,677,400	
国庫債券 利付(20年)第73回	1,600,000,000	1,849,088,000	
国庫債券 利付(20年)第74回	1,300,000,000	1,512,303,000	
国庫債券 利付(20年)第75回	600,000,000	700,620,000	
国庫債券 利付(20年)第76回	910,000,000	1,048,274,500	
国庫債券 利付(20年)第77回	700,000,000	811,874,000	
国庫債券 利付(20年)第78回	800,000,000	925,096,000	
国庫債券 利付(20年)第79回	860,000,000	1,001,461,400	
国庫債券 利付(20年)第80回	900,000,000	1,055,358,000	
国庫債券 利付(20年)第81回	360,000,000	420,710,400	
国庫債券 利付(20年)第82回	820,000,000	965,148,200	
国庫債券 利付(20年)第83回	1,370,000,000	1,618,353,600	
国庫債券 利付(20年)第84回	1,200,000,000	1,407,192,000	
国庫債券 利付(20年)第85回	400,000,000	474,168,000	
国庫債券 利付(20年)第86回	1,400,000,000	1,684,368,000	
国庫債券 利付(20年)第87回	500,000,000	597,135,000	
国庫債券 利付(20年)第88回	1,100,000,000	1,329,185,000	
国庫債券 利付(20年)第89回	470,000,000	563,647,500	
国庫債券 利付(20年)第90回	1,500,000,000	1,805,460,000	
国庫債券 利付(20年)第91回	250,000,000	303,245,000	
国庫債券 利付(20年)第92回	1,550,000,000	1,858,279,500	
国庫債券 利付(20年)第93回	300,000,000	357,894,000	
国庫債券 利付(20年)第94回	200,000,000	240,560,000	
国庫債券 利付(20年)第95回	700,000,000	858,809,000	
国庫債券 利付(20年)第96回	400,000,000	482,700,000	
国庫債券 利付(20年)第97回	1,300,000,000	1,587,209,000	
国庫債券 利付(20年)第98回	300,000,000	363,189,000	
国庫債券 利付(20年)第99回	2,100,000,000	2,550,219,000	
国庫債券 利付(20年)第100回	1,520,000,000	1,866,772,800	

国庫債券 利付(20年)第101回	250,000,000	312,415,000	
国庫債券 利付(20年)第102回	500,000,000	627,010,000	
国庫債券 利付(20年)第103回	600,000,000	745,818,000	
国庫債券 利付(20年)第104回	400,000,000	488,412,000	
国庫債券 利付(20年)第105回	1,900,000,000	2,326,778,000	
国庫債券 利付(20年)第106回	400,000,000	494,340,000	
国庫債券 利付(20年)第107回	300,000,000	368,214,000	
国庫債券 利付(20年)第108回	1,600,000,000	1,927,152,000	
国庫債券 利付(20年)第109回	900,000,000	1,085,976,000	
国庫債券 利付(20年)第110回	1,100,000,000	1,352,989,000	
国庫債券 利付(20年)第111回	800,000,000	996,192,000	
国庫債券 利付(20年)第112回	1,800,000,000	2,219,994,000	
国庫債券 利付(20年)第113回	2,500,000,000	3,089,650,000	
国庫債券 利付(20年)第114回	2,500,000,000	3,097,475,000	
国庫債券 利付(20年)第115回	500,000,000	625,670,000	
国庫債券 利付(20年)第116回	1,100,000,000	1,379,169,000	
国庫債券 利付(20年)第117回	1,900,000,000	2,358,337,000	
国庫債券 利付(20年)第118回	500,000,000	615,340,000	
国庫債券 利付(20年)第119回	800,000,000	964,096,000	
国庫債券 利付(20年)第120回	800,000,000	943,648,000	
国庫債券 利付(20年)第121回	1,500,000,000	1,830,585,000	
国庫債券 利付(20年)第122回	1,100,000,000	1,328,129,000	

回			
国庫債券 利付(20年)第123回	2,000,000,000	2,498,440,000	
国庫債券 利付(20年)第124回	1,000,000,000	1,236,000,000	
国庫債券 利付(20年)第125回	900,000,000	1,138,824,000	
国庫債券 利付(20年)第126回	1,000,000,000	1,238,480,000	
国庫債券 利付(20年)第127回	800,000,000	979,376,000	
国庫債券 利付(20年)第128回	1,500,000,000	1,839,750,000	
国庫債券 利付(20年)第129回	800,000,000	970,288,000	
国庫債券 利付(20年)第130回	1,600,000,000	1,942,400,000	
国庫債券 利付(20年)第131回	800,000,000	960,120,000	
国庫債券 利付(20年)第132回	1,300,000,000	1,561,261,000	
国庫債券 利付(20年)第133回	1,400,000,000	1,701,028,000	
国庫債券 利付(20年)第134回	1,400,000,000	1,703,478,000	
国庫債券 利付(20年)第135回	400,000,000	480,660,000	
国庫債券 利付(20年)第136回	700,000,000	831,180,000	
国庫債券 利付(20年)第137回	1,000,000,000	1,203,190,000	
国庫債券 利付(20年)第138回	800,000,000	938,736,000	
国庫債券 利付(20年)第139回	700,000,000	831,509,000	
国庫債券 利付(20年)第140回	3,000,000,000	3,611,340,000	
国庫債券 利付(20年)第141回	1,700,000,000	2,047,225,000	
国庫債券 利付(20年)第142回	1,250,000,000	1,523,875,000	
国庫債券 利付(20年)第143回	2,500,000,000	2,973,875,000	

	国庫債券 利付(20年)第144回	1,500,000,000	1,760,430,000	
	国庫債券 利付(20年)第145回	2,600,000,000	3,132,766,000	
	国庫債券 利付(20年)第146回	2,900,000,000	3,494,935,000	
	国庫債券 利付(20年)第147回	2,700,000,000	3,212,082,000	
	国庫債券 利付(20年)第148回	2,500,000,000	2,934,225,000	
	国庫債券 利付(20年)第149回	2,600,000,000	3,050,580,000	
	国庫債券 利付(20年)第150回	2,930,000,000	3,389,072,400	
	国庫債券 利付(20年)第151回	2,700,000,000	3,030,372,000	
	国庫債券 利付(20年)第152回	3,200,000,000	3,587,744,000	
	国庫債券 利付(20年)第153回	3,450,000,000	3,924,547,500	
	国庫債券 利付(20年)第154回	3,500,000,000	3,918,565,000	
	国庫債券 利付(20年)第155回	2,800,000,000	3,033,156,000	
	国庫債券 利付(20年)第156回	2,900,000,000	2,825,673,000	
	国庫債券 利付(20年)第157回	3,900,000,000	3,648,216,000	
	国庫債券 利付(20年)第158回	2,800,000,000	2,763,404,000	
	国庫債券 利付(20年)第159回	3,000,000,000	3,007,890,000	
	国庫債券 利付(20年)第160回	1,300,000,000	1,325,415,000	
	メキシコ合衆国 第22回円貨社債(2016)	300,000,000	299,052,000	
	ポーランド共和国 第15回円貨債券(2013)	100,000,000	100,826,000	
小計	銘柄数: 259 組入時価比率: 79.0%	496,784,000,000	543,504,679,610 79.8%	
合計			543,504,679,610	
地方債証券	日本円 東京都 公募第659回	300,000,000	305,337,000	

東京都	公募第660回	100,000,000	101,734,000
東京都	公募第664回	100,000,000	102,226,000
東京都	公募第668回	200,000,000	205,656,000
東京都	公募第671回	100,000,000	102,956,000
東京都	公募第685回	100,000,000	103,448,000
東京都	公募第690回	200,000,000	209,152,000
東京都	公募第703回	100,000,000	104,469,000
東京都	公募第707回	100,000,000	104,121,000
東京都	公募第708回	100,000,000	104,441,000
東京都	公募第710回	100,000,000	104,033,000
東京都	公募第712回	100,000,000	104,020,000
東京都	公募第715回	100,000,000	104,150,000
東京都	公募第716回	200,000,000	208,412,000
東京都	公募(30年)第7回	100,000,000	132,504,000
東京都	公募第10回	200,000,000	258,528,000
東京都	公募(7年)第3回	100,000,000	100,762,000
東京都	公募第1回	300,000,000	327,843,000
東京都	公募(20年)第3回	100,000,000	115,179,000
東京都	公募第7回	100,000,000	117,039,000
東京都	公募(20年)第16回	200,000,000	239,034,000
東京都	公募(20年)第17回	200,000,000	240,836,000
東京都	公募第23回	100,000,000	122,607,000
東京都	公募(20年)第26回	100,000,000	118,078,000
北海道	公募平成20年度第7回	300,000,000	307,023,000
北海道	公募平成21年度第6回	100,000,000	103,635,000
北海道	公募平成21年度第10回	100,000,000	103,773,000
北海道	公募平成24年度第6回	100,000,000	104,266,000
北海道	公募平成24年度第9回	100,000,000	104,128,000
北海道	公募平成25年度第1回	300,000,000	309,624,000
北海道	公募(5年)平成25年度第8回	100,000,000	100,398,000
北海道	公募(5年)平成26年度第8回	200,000,000	200,750,000
北海道	公募(5年)平成26年度第10回	100,000,000	100,324,000
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	103,235,000
北海道	公募平成28年度第13回	200,000,000	199,994,000



宮城県 公募(5年)第9回1号	500,000,000	501,990,000	
神奈川県 公募第155回	100,000,000	101,767,000	
神奈川県 公募第156回	101,000,000	103,257,350	
神奈川県 公募第184回	100,000,000	104,102,000	
神奈川県 公募第188回	200,000,000	209,988,000	
神奈川県 公募第196回	100,000,000	103,816,000	
神奈川県 公募第200回	100,000,000	104,981,000	
神奈川県 公募第205回	100,000,000	104,190,000	
神奈川県 公募第206回	100,000,000	104,208,000	
神奈川県 公募第210回	200,000,000	205,460,000	
神奈川県 公募(30年)第3回	100,000,000	133,598,000	
神奈川県 公募第7回	300,000,000	358,593,000	
大阪府 公募第320回	400,000,000	411,284,000	
大阪府 公募第337回	200,000,000	208,422,000	
大阪府 公募第346回	100,000,000	104,570,000	
大阪府 公募第356回	100,000,000	104,812,000	
大阪府 公募第378回	104,000,000	108,338,880	
大阪府 公募第381回	100,000,000	104,179,000	
大阪府 公募第382回	100,000,000	104,167,000	
大阪府 公募第383回	100,000,000	104,326,000	
大阪府 公募第384回	100,000,000	104,209,000	
大阪府 公募第387回	300,000,000	309,492,000	
大阪府 公募第389回	100,000,000	103,229,000	
大阪府 公募第5回	100,000,000	122,050,000	
大阪府 公募第8回	100,000,000	118,600,000	
大阪府 公募第98回	200,000,000	200,758,000	
大阪府 公募(5年)第99回	240,000,000	240,775,200	
大阪府 公募(5年)第101回	148,000,000	148,506,160	
大阪府 公募第102回	100,000,000	100,350,000	
大阪府 公募(5年)第130回	600,000,000	599,526,000	
大阪府 公募(5年)第137回	1,024,000,000	1,022,750,720	
京都府 公募平成20年度第3回	140,000,000	143,494,400	
京都府 公募平成24年度第2回	100,000,000	104,544,000	
京都府 公募平成24年度第6回	100,000,000	104,246,000	
京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	113,545,000	
京都府 公募平成26年度第7回	200,000,000	207,162,000	

兵庫県	公募平成20年度第12回	100,000,000	102,790,000	
兵庫県	公募平成20年度第16回	100,000,000	102,696,000	
兵庫県	公募平成21年度第13回	100,000,000	103,191,000	
兵庫県	公募平成21年度第25回	100,000,000	103,846,000	
兵庫県	公募平成22年度第1回	100,000,000	104,223,000	
兵庫県	公募(30年)第2回	100,000,000	130,127,000	
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	340,899,000	
兵庫県	公募(15年)第3回	100,000,000	110,915,000	
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	310,377,000	
兵庫県	公募第2回	100,000,000	121,394,000	
兵庫県	公募第9回	100,000,000	122,736,000	
兵庫県	公募(20年)第14回	100,000,000	117,143,000	
静岡県	公募平成21年度第2回	100,000,000	103,464,000	
静岡県	公募平成21年度第7回	100,000,000	103,867,000	
静岡県	公募平成24年度第5回	100,060,000	104,363,580	
静岡県	公募平成24年度第10回	100,000,000	103,820,000	
静岡県	公募平成25年度第5回	101,000,000	106,574,190	
静岡県	公募平成26年度第3回	165,000,000	172,225,350	
静岡県	公募平成26年度第8回	100,000,000	103,589,000	
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	207,028,000	
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	115,045,722	
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	298,161,000	
静岡県	公募(20年)第11回	100,000,000	118,687,000	
静岡県	公募(20年)第14回	100,000,000	117,855,000	
愛知県	公募平成20年度第7回	210,000,000	214,964,400	
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	119,720,000	
愛知県	公募平成20年度第10回	100,000,000	102,744,000	
愛知県	公募平成21年度第3回	114,000,000	117,978,600	
愛知県	公募平成21年度第17回	100,000,000	103,890,000	
愛知県	公募平成22年度第3回	100,000,000	104,095,000	
愛知県	公募平成22年度第9回	100,000,000	103,840,000	
愛知県	公募平成23年度第19回	100,000,000	104,732,000	
愛知県	公募平成24年度第2回	100,000,000	104,769,000	
愛知県	公募(20年)平成24年度第4回	100,000,000	117,144,000	
愛知県	公募(15年)平成24年度第14回	400,000,000	445,728,000	

愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	119,316,000	
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	120,313,000	
愛知県	公募平成26年度第13回	100,000,000	111,916,000	
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	102,884,000	
広島県	公募平成20年度第3回	300,000,000	306,528,000	
広島県	公募平成22年度第6回	200,000,000	209,196,000	
広島県	公募平成24年度第4回	100,000,000	104,354,000	
広島県	公募平成25年度第3回	200,000,000	209,664,000	
広島県	公募(5年)平成25年度第6回	300,000,000	301,026,000	
広島県	公募平成26年度第5回	109,650,000	111,623,700	
埼玉県	公募平成21年度第5回	100,000,000	103,304,000	
埼玉県	公募平成22年度第2回	200,000,000	208,212,000	
埼玉県	公募平成24年度第4回	300,000,000	312,795,000	
埼玉県	公募平成25年度第4回	100,000,000	105,486,000	
埼玉県	公募平成25年度第6回	148,000,000	155,215,000	
埼玉県	公募(5年)平成25年度第7回	100,000,000	100,350,000	
埼玉県	公募平成25年度第10回	100,000,000	104,196,000	
埼玉県	公募平成25年度第11回	100,000,000	104,140,000	
埼玉県	公募平成26年度第3回	100,000,000	104,304,000	
埼玉県	公募平成26年度第6回	200,000,000	207,032,000	
埼玉県	公募平成26年度第7回	400,000,000	411,696,000	
埼玉県	公募平成26年度第9回	100,000,000	102,546,000	
福岡県	公募平成20年度第3回	100,000,000	101,746,000	
福岡県	公募平成22年度第5回	100,000,000	103,187,000	
福岡県	公募平成23年度第5回	100,000,000	104,456,000	
福岡県	公募平成26年度第4回	100,000,000	100,273,000	
福岡県	公募平成23年度第1回	100,000,000	112,299,000	
福岡県	公募(30年)平成19年度第1回	100,000,000	133,995,000	
福岡県	公募(30年)平成26年度第1回	100,000,000	120,597,000	
福岡県	公募(20年)平成20年度第2回	100,000,000	119,833,000	
福岡県	公募(20年)平成24年度第2回	100,000,000	116,432,000	
千葉県	公募平成20年度第6回	200,000,000	204,728,000	

千葉県	公募平成21年度第1回	100,000,000	102,957,000
千葉県	公募平成21年度第11回	180,000,000	186,823,800
千葉県	公募平成24年度第1回	100,000,000	105,101,000
千葉県	公募平成24年度第2回	100,000,000	104,480,000
千葉県	公募平成24年度第7回	100,000,000	104,012,000
千葉県	公募平成24年度第8回	100,000,000	104,648,000
千葉県	公募平成25年度第3回	100,000,000	105,255,000
千葉県	公募平成25年度第4回	100,000,000	105,482,000
千葉県	公募（20年）第8回	100,000,000	122,655,000
千葉県	公募（20年）第17回	100,000,000	112,670,000
新潟県	公募平成20年度第2回	200,000,000	205,408,000
新潟県	公募平成21年度第2回	150,000,000	155,851,500
長野県	公募平成25年度第1回	1,100,000,000	1,103,927,000
群馬県	公募第8回	100,000,000	104,585,000
群馬県	公募第12回	100,000,000	103,308,000
群馬県	公募（5年）第4回	600,000,000	601,974,000
群馬県	公募（20年）第3回	100,000,000	117,185,000
岐阜県	公募平成26年度第1回	186,670,000	193,244,517
大分県	公募平成23年度第1回	902,000,000	941,489,560
共同発行市場地方債	公募第63回	200,000,000	204,186,000
共同発行市場地方債	公募第64回	262,000,000	267,567,500
共同発行市場地方債	公募第65回	700,000,000	714,441,000
共同発行市場地方債	公募第66回	181,000,000	184,811,860
共同発行市場地方債	公募第68回	900,000,000	923,094,000
共同発行市場地方債	公募第70回	110,000,000	112,636,700
共同発行市場地方債	公募第74回	500,000,000	515,790,000
共同発行市場地方債	公募第75回	310,000,000	320,673,300
共同発行市場地方債	公募第82回	300,000,000	311,373,000
共同発行市場地方債	公募第84回	500,000,000	519,535,000
共同発行市場地方債	公募第85回	100,000,000	104,195,000
共同発行市場地方債	公募第88回	100,000,000	103,683,000
共同発行市場地方債	公募第89回	100,000,000	103,357,000
共同発行市場地方債	公募第92回	110,000,000	113,933,600
共同発行市場地方債	公募第93回	300,000,000	313,365,000
共同発行市場地方債	公募第94回	300,000,000	313,569,000
共同発行市場地方債	公募第96回	100,000,000	104,915,000

共同発行市場地方債 公募第101回	300,000,000	313,254,000
共同発行市場地方債 公募第102回	150,000,000	156,624,000
共同発行市場地方債 公募第103回	100,000,000	104,367,000
共同発行市場地方債 公募第104回	200,000,000	209,170,000
共同発行市場地方債 公募第108回	200,000,000	209,638,000
共同発行市場地方債 公募第110回	200,000,000	208,758,000
共同発行市場地方債 公募第111回	200,000,000	208,902,000
共同発行市場地方債 公募第112回	100,000,000	104,265,000
共同発行市場地方債 公募第113回	800,000,000	831,728,000
共同発行市場地方債 公募第114回	243,700,000	254,159,604
共同発行市場地方債 公募第115回	100,000,000	104,255,000
共同発行市場地方債 公募第116回	200,000,000	208,584,000
共同発行市場地方債 公募第118回	100,000,000	104,648,000
共同発行市場地方債 公募第119回	200,000,000	208,962,000
共同発行市場地方債 公募第120回	300,000,000	311,505,000
共同発行市場地方債 公募第121回	100,000,000	103,240,000
共同発行市場地方債 公募第122回	400,000,000	414,228,000
共同発行市場地方債 公募第124回	100,000,000	105,420,000
共同発行市場地方債 公募第126回	100,000,000	104,896,000
共同発行市場地方債 公募第128回	300,000,000	312,021,000
共同発行市場地方債 公募第129回	100,000,000	104,388,000
共同発行市場地方債 公募第130回	100,000,000	104,779,000

回			
共同発行市場地方債 公募第132回	100,000,000	104,173,000	
共同発行市場地方債 公募第136回	200,000,000	207,836,000	
共同発行市場地方債 公募第137回	200,000,000	207,194,000	
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	160,335,100	
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	554,542,200	
共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,023,760,000	
共同発行市場地方債 公募第156回	100,000,000	99,561,000	
共同発行市場地方債 公募第157回	100,000,000	99,380,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	120,463,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	116,391,000	
島根県 公募平成22年度第1回	100,000,000	103,756,000	
島根県 公募平成25年度第3回	700,000,000	702,478,000	
島根県 公募平成28年度第3回	100,000,000	99,911,000	
福島県 公募平成26年度第1回	200,000,000	206,154,000	
滋賀県 公募平成25年度第1回	100,000,000	103,949,000	
滋賀県 公募平成26年度第1回	142,000,000	146,369,340	
栃木県 公募平成24年度第1回	100,000,000	104,247,000	
栃木県 公募平成25年度第1回	100,000,000	103,949,000	
新潟市 公募平成25年度第1回	233,200,000	243,591,392	
奈良県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,911,000	
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	101,836,000	
大阪市 公募平成20年度第3回	110,000,000	112,380,400	
大阪市 公募平成21年度第6回	100,000,000	103,943,000	
大阪市 公募平成25年度第6回	100,000,000	104,225,000	
大阪市 公募平成26年度第5回	100,000,000	103,804,000	
大阪市 公募(5年)平成28年度第5回	100,000,000	99,911,000	
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	114,583,000	
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	124,330,000	
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	121,700,000	

大阪市 公募(20年)第17回	100,000,000	117,690,000	
名古屋市 公募第464回	300,000,000	306,501,000	
名古屋市 公募第469回	100,000,000	103,449,000	
名古屋市 公募第478回	100,000,000	105,057,000	
名古屋市 公募第481回	100,000,000	104,031,000	
名古屋市 公募第488回	300,000,000	311,493,000	
名古屋市 公募(6年)第1回	200,000,000	200,584,000	
名古屋市 公募(12年)第1回	200,000,000	214,846,000	
名古屋市 公募(15年)第2回	100,000,000	106,657,000	
京都市 公募平成20年度第4回	200,000,000	205,472,000	
京都市 公募平成23年度第4回	100,000,000	104,830,000	
京都市 公募平成25年度第3回	100,000,000	100,402,000	
京都市 公募(20年)第2回	100,000,000	116,611,000	
京都市 公募(20年)第13回	100,000,000	111,869,000	
神戸市 公募平成21年度第7回	100,000,000	103,526,000	
神戸市 公募平成26年度第17回	300,000,000	304,251,000	
神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	198,762,000	
横浜市 公募平成20年度第3回	100,000,000	102,045,000	
横浜市 公募公債平成20年度5回	200,000,000	205,034,000	
横浜市 公募平成21年度第4回	200,000,000	206,286,000	
横浜市 公募平成22年度第5回	100,000,000	104,462,000	
横浜市 公募公債平成24年度2回	200,000,000	208,640,000	
横浜市 公募公債平成25年度1回	200,000,000	207,684,000	
横浜市 公募公債平成25年度5回	200,000,000	207,926,000	
横浜市 公募公債平成26年度5回	200,000,000	205,748,000	
横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	301,584,000	
横浜市 公募(20年)第26回	100,000,000	118,511,000	
横浜市 公募(20年)第30回	100,000,000	112,167,000	
札幌市 公募平成22年度第4回	100,000,000	103,199,000	
札幌市 公募(20年)平成24年度第11回	100,000,000	118,864,000	
札幌市 公募平成26年度第4回	100,000,000	103,400,000	
札幌市 公募平成26年度第9回	200,000,000	205,142,000	
川崎市 公募第81回	100,000,000	102,884,000	
川崎市 公募第82回	100,000,000	103,545,000	
川崎市 公募第85回	100,000,000	103,897,000	

	川崎市 公募(20年)第17回	100,000,000	114,785,000	
	北九州市 公募(5年)平成25年度第2回	100,000,000	100,402,000	
	北九州市 公募(20年)第14回	100,000,000	117,906,000	
	福岡市 公募平成20年度第3回	100,000,000	101,668,000	
	福岡市 公募(5年)平成25年度第2回	300,000,000	301,191,000	
	福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	114,168,000	
	福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	103,408,000	
	福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	164,563,200	
	広島市 公募平成21年度第3回	100,000,000	103,467,000	
	広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	102,773,000	
	広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	514,250,000	
	仙台市 公募平成25年度第1回	600,000,000	602,274,000	
	千葉市 公募平成24年度第1回	100,000,000	105,101,000	
	三重県 公募平成24年度第1回	140,660,000	146,653,522	
	鹿児島県 公募(5年)平成25年度第1回	100,000,000	100,323,000	
	鹿児島県 公募(5年)平成28年度第1回	100,000,000	99,914,000	
	福井県 公募平成24年度第4回	100,000,000	102,586,000	
	福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	198,848,000	
	徳島県 公募平成22年度第1回	400,000,000	414,644,000	
	山梨県 公募平成21年度第1回	100,000,000	103,339,000	
	山梨県 公募平成24年度第1回	200,000,000	208,524,000	
	岡山県 公募平成21年度第2回	100,000,000	103,958,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	121,387,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	365,970,000	
	福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	120,034,000	
小計	銘柄数:285 組入時価比率:7.7%	50,686,340,000	53,165,089,347 7.8%	
合計			53,165,089,347	
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨債券(2014)	100,000,000	102,239,000
		新関西国際空港債券 政府保証第1回	151,000,000	157,624,370



新関西国際空港債券 政府保証第2回	191,000,000	201,640,610	
新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	108,370,000	
韓国産業銀行 第45回円貨社債(2014)	100,000,000	100,774,000	
日本政策投資銀行債券 政府保証第22回	100,000,000	113,617,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第26回	100,000,000	101,178,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第31回	300,000,000	311,400,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	107,896,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第5回	100,000,000	102,754,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第9回	141,000,000	145,841,940	
日本政策投資銀行社債 政府保証第16回	102,000,000	106,624,680	
日本政策投資銀行社債 政府保証第19回	140,000,000	145,674,200	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第344回	200,000,000	210,342,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	132,662,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	240,120,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	120,091,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	200,000,000	243,018,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	291,460,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第38回	100,000,000	102,063,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	100,000,000	122,950,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	124,123,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第80回	100,000,000	104,788,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	418,792,000	

券 財投機関債第 8 4 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 8 6 回	200,000,000	208,660,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 8 9 回	100,000,000	117,172,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 0 2 回	100,000,000	103,594,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 0 3 回	350,000,000	409,062,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 0 5 回	100,000,000	119,345,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 2 7 回	300,000,000	301,068,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 3 0 回	200,000,000	206,716,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 3 4 回	200,000,000	206,278,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 3 6 回	200,000,000	207,062,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 4 5 回	300,000,000	335,766,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 4 9 回	100,000,000	113,777,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第 1 7 3 回	100,000,000	81,794,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 6 回	100,000,000	107,320,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 回	100,000,000	107,468,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 6 0 回	283,000,000	288,869,420	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 6 2 回	100,000,000	102,111,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 6 7 回	341,000,000	349,180,590	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 6 9 回	100,000,000	102,524,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 7 1 回	100,000,000	102,320,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 2 回	200,000,000	243,892,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 7 回	200,000,000	244,132,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第98回	300,000,000	310,854,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	246,444,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第100回	400,000,000	416,000,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	244,488,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	239,788,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	126,779,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第137回	440,000,000	462,330,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第149回	140,000,000	146,546,400	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第155回	100,000,000	104,377,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第157回	140,000,000	146,227,200	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	121,626,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第168回	100,000,000	104,514,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	100,000,000	117,034,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第170回	218,000,000	227,572,380	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	100,000,000	115,983,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	371,043,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第173回	200,000,000	209,114,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第175回	200,000,000	208,952,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第180回	200,000,000	208,566,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第182回	900,000,000	944,334,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	118,482,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	196,000,000	202,622,840	

券 政府保証債第 1 8 9 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 0 回	400,000,000	415,284,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 3 回	1,000,000,000	1,055,780,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 7 回	272,000,000	286,595,520	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 0 7 回	300,000,000	313,986,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 1 回	137,000,000	143,195,140	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 3 回	145,000,000	151,481,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 6 回	100,000,000	114,570,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 7 回	100,000,000	119,372,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 9 回	100,000,000	115,920,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 0 回	100,000,000	104,559,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 4 回	100,000,000	119,415,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 5 回	190,000,000	197,432,800	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 3 4 回	100,000,000	103,242,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 3 9 回	300,000,000	327,816,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 7 1 回	151,000,000	150,000,380	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 3 3 回	100,000,000	136,921,000	
公営企業債券 政府保証第 8 8 6 回	203,000,000	207,110,750	
公営企業債券 3 0 年第 4 回財投機 関債	100,000,000	137,381,000	
公営企業債券 政府保証 1 5 年第 1 回	300,000,000	315,207,000	
政保 地方公営企業等金融機構債 券 第 2 回	400,000,000	409,880,000	
地方公営企業等金融機構債券 第 1 回	200,000,000	204,832,000	
地方公営企業等金融機構債券 ( 2 0	100,000,000	119,856,000	

年) 第1回			
地方公共団体金融機構債券 第1回	100,000,000	103,484,000	
地方公共団体金融機構債券 第2回	100,000,000	103,075,000	
地方公共団体金融機構債券 政府保証第5回	200,000,000	205,984,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	121,348,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	369,276,000	
地方公共団体金融機構債券 F24回	100,000,000	109,513,000	
地方公共団体金融機構債券 第13回	200,000,000	207,864,000	
地方公共団体金融機構債券 政府保証第16回	100,000,000	103,434,000	
地方公共団体金融機構債券 第16回	100,000,000	103,871,000	
地方公共団体金融機構債券 第27回	300,000,000	312,930,000	
地方公共団体金融機構債券 第28回	100,000,000	104,460,000	
地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	109,258,000	
地方公共団体金融機構債券 F106回	100,000,000	108,072,000	
地方公共団体金融機構債券 第37回	400,000,000	415,996,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第38回	194,000,000	202,691,200	
政保 地方公共団体金融機構債券 第39回	100,000,000	104,355,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第40回	101,000,000	105,570,250	
政保 地方公共団体金融機構債券 第41回	102,000,000	106,534,920	
地方公共団体金融機構債券 第41回	600,000,000	623,898,000	
地方公共団体金融機構債券 F142回	100,000,000	106,789,000	
地方公共団体金融機構債券 F144回	200,000,000	203,754,000	
地方公共団体金融機構債券 F14	200,000,000	214,622,000	

5回			
政保 地方公共団体金融機構債券 第42回	108,000,000	112,950,720	
地方公共団体金融機構債券 第42 回	100,000,000	104,044,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第43回	202,000,000	210,603,180	
政保 地方公共団体金融機構債券 第44回	145,000,000	152,106,450	
地方公共団体金融機構債券 第44 回	100,000,000	104,223,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第45回	223,000,000	233,826,650	
地方公共団体金融機構債券 F16 0回	100,000,000	108,151,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第49回	13,000,000	13,720,590	
政保 地方公共団体金融機構債券 第50回	100,000,000	105,759,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 (6年) 第10回	300,000,000	302,712,000	
地方公共団体金融機構債券 第51 回	600,000,000	629,406,000	
地方公共団体金融機構債券 第52 回	300,000,000	315,555,000	
地方公共団体金融機構債券(15 年) 第2回	200,000,000	218,972,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第59回	116,000,000	121,378,920	
政保 地方公共団体金融機構債券 (6年) 第14回	300,000,000	302,082,000	
地方公共団体金融機構債券(20 年) 第38回	100,000,000	113,842,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第64回	100,000,000	103,806,000	
地方公共団体金融機構債券 第64 回	100,000,000	103,475,000	
地方公共団体金融機構債券(20 年) 第39回	100,000,000	112,812,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第65回	400,000,000	415,108,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第69回	320,000,000	329,024,000	

政保 地方公共団体金融機構債券 第72回	189,000,000	195,786,990	
政保 地方公共団体金融機構債券 第78回	509,000,000	521,974,410	
地方公共団体金融機構債券 第79 回	100,000,000	102,802,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第83回	116,000,000	115,227,440	
公営企業債券(20年) 第2回財 投機関債	100,000,000	107,718,000	
公営企業債券(20年) 第5回財 投機関債	200,000,000	225,994,000	
公営企業債券(20年) 第25回 財投機関債	100,000,000	123,993,000	
首都高速道路社債 第12回	100,000,000	100,448,000	
首都高速道路社債 第13回	100,000,000	100,467,000	
首都高速道路 第17回	200,000,000	199,830,000	
首都高速道路債券 政府保証第8回	100,000,000	103,578,000	
阪神高速道路 第13回	100,000,000	100,366,000	
阪神高速道路 第15回	200,000,000	199,920,000	
阪神高速道路債券 政府保証第5回	100,000,000	103,785,000	
日本政策金融公庫債券 政府保証第 22回	2,000,000,000	2,007,820,000	
都市再生債券 財投機関債第21回	300,000,000	306,972,000	
都市再生債券 財投機関債第55回	100,000,000	104,542,000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	107,778,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 7回	100,000,000	117,105,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第 16回	360,000,000	376,452,000	
東京交通債券 第342回	200,000,000	223,352,000	
東京交通債券 第347回	157,000,000	177,333,070	
関西国際空港社債 財投機関債第2 6回	300,000,000	311,334,000	
関西国際空港社債 財投機関債第3 2回	100,000,000	104,843,000	
福祉医療機構債券 第31回財投機 関債	100,000,000	104,379,000	
中部国際空港債券 政府保証第18 回	368,000,000	382,962,880	
預金保険機構債券 政府保証第20	2,000,000,000	2,008,900,000	

9回			
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第3回	200,000,000	240,300,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第18回	100,000,000	113,251,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第25回	300,000,000	308,010,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第41回	100,000,000	103,880,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第42回	100,000,000	114,172,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	119,867,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第73回	100,000,000	105,027,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	121,810,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	300,000,000	342,717,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	121,708,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第79回	100,000,000	104,521,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第86回	200,000,000	208,840,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	226,838,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	128,753,000	
成田国際空港 第13回一般担保付	200,000,000	208,022,000	
成田国際空港 第17回	200,000,000	204,900,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第17回	100,000,000	104,830,000	
農林債券 利付第759回い号	100,000,000	100,492,000	
農林債券 利付第760回い号	100,000,000	100,524,000	
農林債券 利付第761回い号	100,000,000	100,408,000	
農林債券 利付第764回い号	100,000,000	100,565,000	
農林債券 利付第765回い号	300,000,000	301,515,000	
農林債券 利付第767回い号	300,000,000	301,647,000	
農林債券 利付第773回い号	300,000,000	301,584,000	
農林債券 利付第777回い号	300,000,000	301,890,000	



農林債券 利付第781回い号	100,000,000	100,717,000	
しんきん中金債券 利付第284回	100,000,000	100,460,000	
しんきん中金債券 利付第286回	100,000,000	100,455,000	
しんきん中金債券 利付第287回	100,000,000	100,408,000	
しんきん中金債券 利付第290回	100,000,000	100,479,000	
しんきん中金債券 利付第302回	100,000,000	100,475,000	
しんきん中金債券 利付第308回	100,000,000	100,640,000	
しんきん中金債券 利付第316回	100,000,000	100,075,000	
しんきん中金債券 利付第317回	300,000,000	300,111,000	
商工債券 利付(3年)第202回	1,100,000,000	1,099,571,000	
商工債券 利付(3年)第203回	1,100,000,000	1,099,846,000	
国際協力機構債券 第6回財投機関債	100,000,000	121,898,000	
東日本高速道路 第21回	100,000,000	100,628,000	
東日本高速道路 第26回	100,000,000	100,591,000	
東日本高速道路 第27回	100,000,000	100,470,000	
東日本高速道路 第34回	100,000,000	100,749,000	
東日本高速道路 第36回	200,000,000	200,076,000	
中日本高速道路社債 第32回	200,000,000	201,702,000	
中日本高速道路社債 第44回	100,000,000	101,207,000	
中日本高速道路社債 第61回	100,000,000	100,708,000	
中日本高速道路 第62回	200,000,000	201,308,000	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	103,147,000	
中日本高速道路 第66回	1,200,000,000	1,198,944,000	
西日本高速道路 第20回	200,000,000	208,132,000	
西日本高速道路 第23回	100,000,000	103,290,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	298,668,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第35回	200,000,000	207,688,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第68回	200,000,000	207,134,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100,000,000	113,137,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第97回	100,000,000	99,974,000	
貸付債権担保第6回住宅金融公庫債券	13,174,000	13,577,124	
貸付債権担保第12回住宅金融公庫	44,778,000	46,209,552	

債券			
貸付債権担保第19回住宅金融公庫債券	79,305,000	82,322,555	
貸付債権担保第10回住宅金融公庫債券	81,846,000	83,705,541	
貸付債権担保第5回S種住宅金融公庫債券	50,844,000	53,158,927	
貸付債権担保第42回住宅金融公庫債券	58,746,000	62,632,047	
貸付債権担保第7回S種住宅金融公庫債券	17,862,000	19,008,383	
貸付債権担保第39回住宅金融公庫債券	39,854,000	41,778,151	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	45,118,000	47,832,750	
貸付債権担保第15回住宅金融公庫債券	48,384,000	50,192,593	
貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	86,096,000	89,866,143	
貸付債権担保第20回住宅金融公庫債券	85,275,000	89,641,080	
貸付債権担保第44回住宅金融公庫債券	76,512,000	81,696,453	
貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	134,148,000	142,180,782	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	21,954,000	23,311,635	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	32,742,000	35,633,118	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	109,980,000	118,205,404	
貸付債権担保S種第16回住宅金融支援機構債券	27,586,000	28,651,647	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	115,570,000	121,638,580	
貸付債権担保S種第17回住宅金融支援機構債券	56,238,000	58,550,506	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	145,896,000	155,700,211	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	105,500,000	111,509,280	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	60,830,000	66,134,376	

貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	139,401,000	149,447,630	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	149,136,000	156,081,263	
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	192,087,000	200,682,893	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	188,961,000	198,469,517	
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	122,584,000	128,376,094	
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	50,078,000	53,187,843	
貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	113,184,000	120,067,850	
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	63,515,000	66,041,626	
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	135,342,000	140,785,455	
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	64,421,000	66,979,802	
貸付債権担保第22回住宅金融公庫債券	34,426,000	35,947,973	
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	187,983,000	197,103,935	
貸付債権担保第33回住宅金融支援機構債券	40,255,000	43,068,824	
貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	41,791,000	44,689,205	
貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	42,909,000	45,765,881	
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	48,931,000	52,350,298	
貸付債権担保第55回住宅金融支援機構債券	123,070,000	129,718,241	
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	178,470,000	188,143,074	
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	59,372,000	62,647,553	
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	120,810,000	126,448,202	
貸付債権担保S種第3回住宅金融公庫債券	16,664,000	17,439,375	
貸付債権担保S種第14回住宅金融	125,580,000	130,102,135	

支援機構債券			
貸付債権担保S種第15回住宅金融 支援機構債券	50,968,000	52,745,254	
貸付債権担保第1回住宅金融公庫債 券	22,168,000	22,444,213	
貸付債権担保第7回住宅金融公庫債 券	46,944,000	47,792,278	
貸付債権担保第23回住宅金融支援 機構債券	117,112,000	126,913,103	
貸付債権担保第32回住宅金融支援 機構債券	116,559,000	124,439,553	
貸付債権担保第39回住宅金融支援 機構債券	237,095,000	249,668,147	
貸付債権担保第58回住宅金融支援 機構債券	124,034,000	130,661,136	
貸付債権担保第64回住宅金融支援 機構債券	202,233,000	210,777,344	
貸付債権担保第71回住宅金融支援 機構債券	185,004,000	192,219,156	
貸付債権担保第73回住宅金融支援 機構債券	138,540,000	145,871,536	
貸付債権担保第75回住宅金融支援 機構債券	120,574,000	126,532,767	
貸付債権担保第83回住宅金融支援 機構債券	282,880,000	293,790,681	
貸付債権担保第84回住宅金融支援 機構債券	495,768,000	514,121,331	
貸付債権担保第88回住宅金融支援 機構債券	73,357,000	75,732,299	
貸付債権担保第89回住宅金融支援 機構債券	75,447,000	77,987,300	
貸付債権担保第90回住宅金融支援 機構債券	76,367,000	78,571,715	
貸付債権担保第92回住宅金融支援 機構債券	157,872,000	161,501,477	
貸付債権担保第93回住宅金融支援 機構債券	162,618,000	164,826,352	
貸付債権担保第94回住宅金融支援 機構債券	84,377,000	86,640,834	
貸付債権担保第96回住宅金融支援 機構債券	87,550,000	89,564,525	
貸付債権担保第97回住宅金融支援 機構債券	260,409,000	267,958,256	

		貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	263,850,000	272,725,914	
		貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	176,934,000	182,617,120	
		貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	87,988,000	90,565,168	
		貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	88,765,000	91,673,829	
		貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	295,086,000	294,879,439	
		貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	197,496,000	198,530,879	
		貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	197,960,000	198,589,512	
		貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	99,448,000	99,935,295	
		貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	199,466,000	200,227,960	
		貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,847,000	
	小計	銘柄数：290 組入時価比率：8.2%	53,356,077,000	56,219,459,770 8.3%	
	合計			56,219,459,770	
社債券	日本円	クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債(2014)	100,000,000	102,244,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング 第2回円貨社債	200,000,000	199,874,000	
		マラヤン・バンキング・ベルハッド 第2回円貨社債(2015)	200,000,000	197,012,000	
		スタンダード・チャータード 第2回円貨社債(2015)	100,000,000	100,180,000	
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債(2015)	100,000,000	98,233,000	
		エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第2回円	100,000,000	100,236,000	
		エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	101,701,000	
		エイチエスピーシー・ファイナンス・コーポレーション 第12回	100,000,000	106,932,000	
		ルノー 第17回円貨社債(2015)	300,000,000	302,463,000	

パークレイズ・バンク・ピーエル シー 第7回円貨社債	100,000,000	100,069,000	
ナショナル・オーストラリア銀行 第11回円貨社債(2015)	200,000,000	200,466,000	
オーストラリア・ニュージーランド 銀行 第10回円貨社債	200,000,000	199,814,000	
ラボバンク・ネダーランド 第23 回円貨社債(2013)	100,000,000	100,364,000	
ラボバンク・ネダーランド 第25 回円貨社債(2014)	100,000,000	100,185,000	
ソシエテ ジェネラル 第6回円貨 社債(2014)	200,000,000	200,744,000	
清水建設 第18回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,531,000	
大和ハウス工業 第5回特定社債間 限定同順位特約付	100,000,000	101,084,000	
森永乳業 第13回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	104,323,000	
アサヒグループホールディングス 第7回特定社債間限定同順位特	100,000,000	100,352,000	
アサヒグループホールディングス 第8回特定社債間限定同順位特	100,000,000	100,774,000	
麒麟ホールディングス 第10回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,470,000	
味の素 第24回特定社債間限定同 順位特約付	200,000,000	200,188,000	
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	102,911,000	
野村不動産ホールディングス 第5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,166,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	196,554,000	
森ビル 第13回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,827,000	
東急不動産ホールディングス 第2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,237,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,063,000	
レンゴー 第18回特定社債間限定 同順位特約付	100,000,000	101,151,000	
住友化学 第43回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	104,186,000	
クレハ 第5回社債間限定同順位特	100,000,000	100,396,000	

約付			
エア・ウォーター 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,180,000	
三菱ケミカルホールディングス 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,650,000	
宇部興産 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,348,000	
花王 第4回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,495,000	
武田薬品工業 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,882,000	
第一三共 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,318,000	
JXホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,457,000	
横浜ゴム 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,854,000	
ブリヂストン 第8回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,658,000	
住友ゴム工業 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,175,000	
住友大阪セメント 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,465,000	
新日本製鐵 第67回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,477,000	
神戸製鋼所 第62回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,882,000	
神戸製鋼所 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,784,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第22回（JFEス保証）	100,000,000	102,645,000	
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,016,000	
豊田自動織機 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,304,000	
小松製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,337,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	218,950,000	
三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,156,000	
日本電産 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,856,000	

富士通 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,687,000	
パナソニック 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,592,000	
パナソニック 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,342,000	
パナソニック 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,160,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,276,000	
ソニー 第26回	100,000,000	103,984,000	
ソニー 第32回	200,000,000	199,804,000	
三菱重工業 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,288,000	
明治安田生命2014基金特定目的会社 第1回特定社債	300,000,000	302,109,000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定同等特約付	100,000,000	104,900,000	
アイシン精機 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,311,000	
ドンキホーテホールディングス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,800,000	
ニコン 第20回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,130,000	
大日本印刷 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,273,000	
伊藤忠商事 第59回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,070,000	
丸紅 第101回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,680,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,138,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,350,000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,146,000	
住友商事 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,891,000	
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,787,000	
三菱商事 第74回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,378,000	



高島屋 第11回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,660,000	
丸井グループ 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,213,000	
丸井グループ 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,488,000	
クレディセゾン 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,269,000	
クレディセゾン 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,145,000	
イオン 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,201,000	
あおぞら銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,011,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第1回劣後特約付	100,000,000	103,242,000	
りそなホールディングス 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,676,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	205,646,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	122,768,000	
みずほコーポレート銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	104,785,000	
三菱東京UFJ銀行 第9回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,465,000	
東京三菱銀行 第57回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	111,466,000	
三菱東京UFJ銀行 第119回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,375,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300,000,000	307,746,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	102,816,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	106,567,000	
りそな銀行 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,386,000	
りそな銀行 第6回劣後特約付	300,000,000	315,777,000	
三菱UFJ信託銀行 第9回劣後特約付	100,000,000	105,817,000	
三井住友信託銀行 第1回劣後特約付	300,000,000	317,277,000	

三井住友信託銀行 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,498,000	
セブン銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,801,000	
セブン銀行 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,484,000	
みずほフィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	200,000,000	206,170,000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	105,312,000	
みずほ銀行 第35回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,463,000	
みずほ銀行 第38回特定社債間限定同順位特約付	1,000,000,000	1,005,420,000	
興銀リース 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,385,000	
NTTファイナンス 第46回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,294,000	
ホンダファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,274,000	
ホンダファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,273,000	
ジャックス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,503,000	
オリエントコーポレーション 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,290,000	
日立キャピタル 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,978,000	
日立キャピタル 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,042,000	
日立キャピタル 第57回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,710,000	
オリックス 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,158,000	
三井住友ファイナンス&リース 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,419,000	
三井住友ファイナンス&リース 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,260,000	
三菱UFJリース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,996,000	
大和証券グループ本社 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,498,000	
大和証券グループ本社 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,601,000	

大和証券グループ本社 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,636,000	
野村ホールディングス 第21回	100,000,000	104,898,000	
野村ホールディングス 第41回	200,000,000	201,442,000	
三井不動産 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,734,000	
三菱地所 第56回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	111,134,000	
三菱地所 第98回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,170,000	
三菱地所 第110回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,030,000	
三菱地所 第111回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,702,000	
東京建物 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,726,000	
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,195,000	
住友不動産 第95回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,671,000	
住友不動産 第97回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,338,000	
住友不動産 第100回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,513,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,679,000	
日本ビルファンド投資法人 第13回特定投資法人債間限定同順位	100,000,000	104,257,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	101,933,000	
東武鉄道 第102回社債間限定同順位特約付	200,000,000	216,958,000	
東京急行電鉄 第75回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,071,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,259,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	213,672,000	
東日本旅客鉄道 第15回	100,000,000	108,495,000	
東日本旅客鉄道 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	221,684,000	
東日本旅客鉄道 第58回社債間限	200,000,000	205,594,000	

定同順位特約付			
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	119,350,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,243,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	120,650,000	
西日本旅客鉄道 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,069,000	
東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,248,000	
東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	245,836,000	
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	111,483,000	
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	115,792,000	
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,124,000	
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,594,000	
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,803,000	
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,951,000	
日本梱包運輸倉庫 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,354,000	
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,148,000	
A N Aホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,896,000	
三菱倉庫 第14回	100,000,000	101,030,000	
住友倉庫 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,640,000	
日本電信電話 第60回	100,000,000	104,253,000	
K D D I 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,164,000	
N T Tドコモ 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,097,000	
東京電力 第455回	200,000,000	205,258,000	
東京電力 第459回	100,000,000	104,159,000	
東京電力 第544回	100,000,000	101,983,000	

東京電力 第547回	100,000,000	105,065,000	
東京電力 第548回	100,000,000	114,883,000	
東京電力 第559回	100,000,000	102,566,000	
東京電力 第560回	100,000,000	112,706,000	
東京電力 第565回	300,000,000	308,919,000	
中部電力 第482回	200,000,000	208,672,000	
中部電力 第500回	200,000,000	208,498,000	
関西電力 第448回	200,000,000	204,530,000	
関西電力 第469回	100,000,000	102,302,000	
関西電力 第482回	100,000,000	103,165,000	
関西電力 第484回	100,000,000	102,661,000	
関西電力 第496回	100,000,000	104,038,000	
関西電力 第497回	200,000,000	209,626,000	
関西電力 第498回	200,000,000	201,440,000	
中国電力 第330回	100,000,000	107,468,000	
中国電力 第377回	200,000,000	211,116,000	
中国電力 第378回	100,000,000	104,923,000	
北陸電力 第301回	100,000,000	105,524,000	
北陸電力 第304回	100,000,000	104,828,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	106,189,000	
北陸電力 第308回	100,000,000	103,610,000	
東北電力 第473回	100,000,000	101,575,000	
東北電力 第475回	100,000,000	103,637,000	
東北電力 第481回	200,000,000	207,312,000	
四国電力 第281回	200,000,000	211,336,000	
九州電力 第400回	100,000,000	104,757,000	
九州電力 第409回	100,000,000	103,062,000	
九州電力 第424回	200,000,000	211,964,000	
北海道電力 第296回	100,000,000	102,155,000	
北海道電力 第316回	207,000,000	213,294,870	
北海道電力 第323回	100,000,000	109,062,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	98,341,000	
電源開発 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,337,000	
電源開発 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,572,000	
電源開発 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,532,000	

	位特約付			
	電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,394,000	
	電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,583,000	
	東京電力パワーグリッド 第1回	100,000,000	100,053,000	
	東京電力パワーグリッド 第2回	100,000,000	100,269,000	
	東京瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,816,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	121,314,000	
	東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,126,000	
	東京都競馬 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,976,000	
	ファーストリテイリング 第3回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,116,000	
小計	銘柄数：208 組入時価比率：4.1%	27,107,000,000	27,973,568,870	4.1%
合計			27,973,568,870	
合計			680,862,797,597	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## 野村国内債券インデックスファンド

平成29年 5月31日現在

資産総額	560,368,857円
負債総額	779,075円
純資産総額（ - ）	559,589,782円
発行済口数	465,655,655口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2017円

## （参考）国内債券NOMURA - B P I総合 マザーファンド

平成29年 5月31日現在

資産総額	698,989,231,672円
負債総額	9,613,373,678円
純資産総額（ - ）	689,375,857,994円
発行済口数	529,028,133,864口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3031円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成29年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成29年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	945	21,853,307
単位型株式投資信託	73	382,375
追加型公社債投資信託	15	5,705,403
単位型公社債投資信託	346	1,950,815
合計	1,379	29,891,900

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		208	127
金銭の信託		55,341	52,247
有価証券		24,100	15,700
前払金		34	33
前払費用		2	2
未収入金		511	495
未収委託者報酬		14,131	16,287
未収運用受託報酬		7,309	7,481
繰延税金資産		2,028	1,661
その他		56	42
貸倒引当金		10	11
流動資産計		103,715	94,066
固定資産			
有形固定資産		1,176	1,001
建物	2	403	377
器具備品	2	773	624
無形固定資産		7,681	7,185
ソフトウェア		7,680	7,184

その他		0		0
投資その他の資産			23,225	13,165
投資有価証券		9,216		1,233
関係会社株式		10,958		8,124
長期差入保証金		45		44
長期前払費用		49		37
前払年金費用		2,777		2,594
繰延税金資産		-		960
その他		176		170
固定資産計			32,083	21,353
資産合計			135,799	115,419

区分	注記 番号	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			68,696		55,927
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		68,011		55,242	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		43,405		30,635	
評価・換算差額等			5,349		41
その他有価証券評価差額金			5,349		41
純資産合計			104,956		86,878
負債・純資産合計			135,799		115,419

## ( 2 ) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			104,445		96,594
運用受託報酬			31,351		28,466
その他営業収益			219		266
営業収益計			136,016		125,327
営業費用					
支払手数料			46,531		39,785
広告宣伝費			1,008		1,011
公告費			0		0
調査費			28,068		26,758
調査費		4,900		5,095	
委託調査費		23,167		21,662	
委託計算費			1,148		1,290
営業雑経費			3,905		4,408
通信費		185		162	
印刷費		969		940	
協会費		78		76	
諸経費		2,672		3,228	
営業費用計			80,662		73,254
一般管理費					
給料			11,835		11,269
役員報酬	2	367		301	
給料・手当		6,928		6,923	
賞与		4,539		4,044	
交際費			124		126
旅費交通費			488		469
租税公課			695		898
不動産賃借料			1,230		1,222
退職給付費用			1,063		1,223
固定資産減価償却費			2,589		2,730
諸経費			7,801		8,118
一般管理費計			25,827		26,059
営業利益			29,526		26,012

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	

金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
経常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
法人税等調整額			744		1,722
当期純利益			25,635		25,637

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による 増加							1,668	1,668	1,668

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

## [重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金  一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								



<p>5 . 消費税等の会計処理方法</p> <p>6 . 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。          退職給付見込額の期間帰属方法          退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。          数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法          確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	---

## [会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。  
 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
1 . 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,894百万円 未払費用 1,151	1 . 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 4,438百万円 未払費用 938
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 641百万円 器具備品 3,132 合計 3,774	2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013

## 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,081百万円 支払利息 -	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 1百万円 器具備品 4 ソフトウェア 54 ア 合計 60	3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 9 ア 合計 9

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成27年 5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,870円
基準日	平成27年 3月31日
効力発生日	平成27年 6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年 5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	6,790円
基準日	平成28年 3月31日
効力発生日	平成28年 6月24日

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 平成28年10月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,970円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月23日

金融商品関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-

(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

    その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)



区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

## 4．その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

## 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

## 当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 4．その他有価証券(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			

株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572

5

非積立型制度の退職給付債務	2,967
---------------	-------

未積立退職給付債務	2,973
-----------	-------

未認識数理計算上の差異	2,992
-------------	-------

未認識過去勤務費用	371
-----------	-----

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
----------------------	-----

退職給付引当金	2,947
---------	-------

前払年金費用	2,594
--------	-------

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
----------------------	-----

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
------	---------

利息費用	125
------	-----

期待運用収益	394
--------	-----

数理計算上の差異の費用処理額	412
----------------	-----

過去勤務費用の費用処理額	40
--------------	----

確定給付制度に係る退職給付費用	993
-----------------	-----

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
----	-----

株式	39%
----	-----

生保一般勘定	12%
--------	-----

その他	0%
-----	----

合計	100%
----	------

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	0.6%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.5%
-----------	------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,490	賞与引当金	1,345
退職給付引当金	839	退職給付引当金	913
投資有価証券評価減	460	投資有価証券評価減	417
関係会社株式評価減	1,676	関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	240	ゴルフ会員権評価減	212
減価償却超過額	177	減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	163	時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払事業税	350	未払事業税	110
関係会社株式譲渡益	120	関係会社株式譲渡益	88
未払社会保険料	89	未払社会保険料	85
その他	251	その他	274
繰延税金資産小計	6,678	繰延税金資産小計	4,183
評価性引当額	1,453	評価性引当額	739
繰延税金資産合計	5,224	繰延税金資産合計	3,444
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,403	その他有価証券評価差額金	18
前払年金費用	861	前払年金費用	804
繰延税金負債合計	3,264	繰延税金負債合計	822
繰延税金資産の純額	1,959	繰延税金資産の純額	2,621
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	33.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%
タックスヘイブン税制	0.8%	タックスヘイブン税制	0.7%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-
その他	0.4%	その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正			
<p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>			

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 239,155

固定資産合計 324,634

流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等  役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

### (エ) 役員及び個人主要株主等



該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、平成28年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(\* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
1株当たり純資産額	20,377円23銭	1株当たり純資産額	16,867円41銭
1株当たり当期純利益	4,977円07銭	1株当たり当期純利益	4,977円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,635百万円	損益計算書上の当期純利益	25,637百万円
普通株式に係る当期純利益	25,635百万円	普通株式に係る当期純利益	25,637百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委

託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下( )において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記( )に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成29年5月末現在

#### (2)販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 平成29年5月末現在

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

## (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないません。

## 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

### (1)受託者

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村国内債券インデックスファンドの平成28年5月11日から平成29年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村国内債券インデックスファンドの平成29年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。